

平成24年度
イノベーション実用化ベンチャー支援事業

公募要領

- I 概要編
- II 別添集
- III 申請書作成にあたって

公募受付締切 平成25年3月21日(木)13:00まで

【ご注意】

1. 本事業は、平成24年度の政府補正予算に基づき実施するため、予算関連法案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。
2. 本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度要するとのことですので、提案を予定されている法人はお早めにご登録願います。

平成25年1月
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
技術開発推進部

目次

I 概要編 P 1

1. 事業の目的等
2. 助成事業の概要
3. 助成事業の選定について
4. 採択事業について
5. 申請の手続き等
6. 禁止事項及び不正防止について
7. その他

II 別添集 P25

- (別添1) 技術キーワード(分野別)
- (別添2) 専門学術分野キーワード
- (別添3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募の流れについて

III 申請書作成にあたって P31

※交付金申請書記入様式を、別途公募のWEBページに公開(Word版、Excel版)していますので、申請書作成にはこちらをご利用ください。

申請書類作成の流れ

I 概要編及びII 別添集で事業を理解し、申請内容を検討



III 申請書作成にあたって(別途WEBサイトで配布)を読んで書式を理解し、ダウンロードした雛形に記入



チェックリストに従って提出物をそろえる→提出、締切:平成25年3月21日(金)13:00まで

I 概要編

1. 事業の目的等
 - 1-1. 目的
 - 1-2. 事業の仕組み
2. 助成事業の概要
 - 2-1. 事業期間
 - 2-2. 助成対象事業の分野
 - 2-3. 助成対象事業者の要件
 - 2-4. 助成率及び助成金の額
 - 2-5. 助成対象費用
3. 助成事業の選定について
 - 3-1. 選定方法
 - 3-2. 審査事項
 - 3-3. 加点事項
 - 3-4. 採否の決定の通知
4. 採択事業について
 - 4-1. 申請内容の公表
 - 4-2. 交付決定の取り消し
 - 4-3. 助成金の支払い
 - 4-4. 取得財産の管理
 - 4-5. 事業期間終了後
5. 申請の手続き等
 - 5-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請
 - 5-2. 申請書類
 - 5-3. 申請書の様式
 - 5-4. 申請に関する注意
 - 5-5. 受付期間
 - 5-6. 問い合わせ先
 - 5-7. 公募説明会
6. 禁止事項及び不正防止について
 - 6-1. 本事業内の重複申請
 - 6-2. 重複助成の排除
 - 6-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応
 - 6-4. 研究活動の不正行為への対応
 - 6-5. NEDO における研究不正等の告発受付窓口
7. その他
 - 7-1. 中小企業技術革新制度(SBIR)
 - 7-2. 申請情報の管理
 - 7-3. 個人情報について

平成24年度 イノベーション実用化ベンチャー支援事業

<公募要領>

平成25年1月31日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、平成24年度に実施する「イノベーション実用化ベンチャー支援事業」として、以下の要領で平成24年度の助成対象事業の公募を行います。

なお、本事業は、平成24年度補正予算に基づき実施するため、予算関連法案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。

1. 事業の目的等

1-1. 目的

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)では、我が国には、多様な人材、優れた技術力などがあり、これらの潜在力を引き出し、「成長による富の創出」を実現することが必要である旨謳われています。

その一環として、イノベーション創出のための基盤強化の観点からベンチャー企業への実用化助成事業を実施することとされています。

そのため、本事業においては、研究開発型ベンチャー企業等の有する優れた先端技術シーズや有望な未利用技術を活用した実用化開発を支援することにより、リスクを低減させ、研究開発成果を迅速に実用化・事業化に結びつけ、新規事業・雇用の創出等を促進することを目的とします。

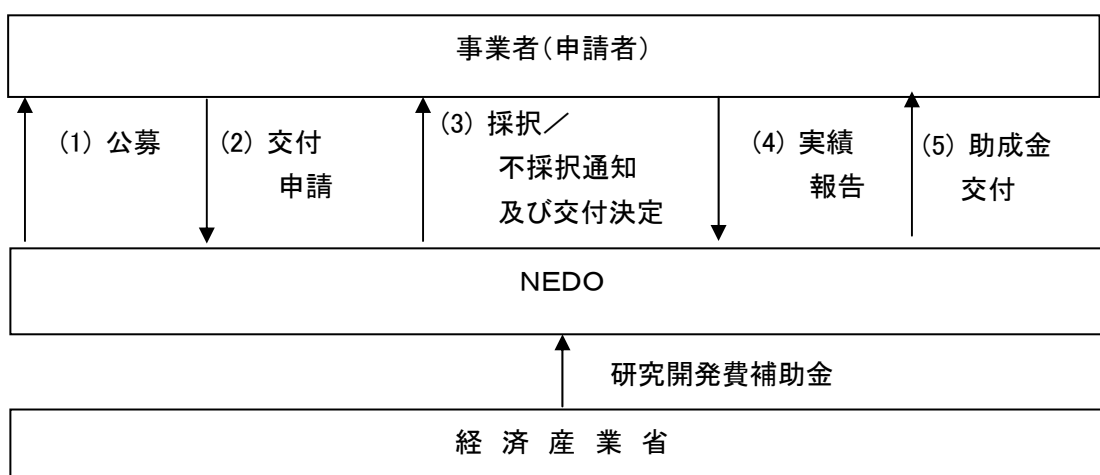
(参考)

「「日本経済再生に向けた緊急経済対策」について(平成25年1月11日閣議決定)」

http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2013/0111_01taisaku.pdf

1-2. 事業の仕組み

- (1) NEDOは、緊急経済対策において示された、イノベーション創出のための基盤を強化し、成長による富の創出の実現に資する新規性・革新性の高い実用化開発に係る助成対象事業を公募します。
- (2) 助成を希望する事業者から、助成金交付申請書を提出していただきます。
- (3) NEDOは、外部専門家による評価を経て採択(交付決定)／不採択を決定し、その結果を通知します。
- (4) 事業における助成金の交付は、採択された事業者より助成期間終了後提出していただく実績報告書に基づき精算払いを行うことを原則とします。ただし、政府が所定の審査手続きを経て必要と判断する場合は、概算払いがされることもあります。



公募情報のWEBページ

http://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100032.html

2. 助成事業の概要

2-1. 事業期間

原則として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から平成26年2月20日までとします。

2-2. 助成対象事業の分野

助成対象事業としては、次の要件を満たすことが必要です。

- ① イノベーション創出のための基盤を強化し、成長による富の創出の実現に資する新規性・革新性の高い実用化開発であること。
- ② 事業期間終了後概ね3～5年以内に実用化が可能な具体的な計画を有すること。

(注1) 経済産業省所管以外の技術開発及び原子力に関する技術開発を除きます。

(注2) 実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、申請可能です。
(創薬等の開発で治験を実施する場合は第Ⅱ相まで申請可能です)

(注3) 本事業において「実用化」とは、販売又はライセンスアウトにより収入が発生することを言います。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のレベルの試験に移行することをもって実用化とみなします。

(注4) 事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、無償又は製造原価にて実施するものとします。

2-3. 助成対象事業者の要件

助成対象事業者(法人格を有する者に限る)としては、次の①～⑦の要件を満たすことが必要です。

- ① 日本に登記されている民間企業等であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。
- ② 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的基礎を有すること。
- ④ 助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑥ 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- ⑦ 以下の要件[(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれか]を満たす者であること。

(ア) 中小企業基本法等に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者(注1、ただし、法人である場合に限る)であって、みなし大企業(注2)に該当しないもの。

(イ) 資本金10億円以下の企業であって、みなし大企業(注2)に該当しないもの。

(ウ) みなし大企業(注2)のうち、以下の要件を満たすもの。

- ・ 前年又は前事業年度において試験研究費等の合計額の売上高に対する割合が3%を超えること、または、研究者の数が2人以上であり、かつ常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が10分の1以上であること。

(試験研究費等については次のホームページの試験研究費としてください。)

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/newangel/shikenkenkyuhi.pdf>

- ・ 未利用技術等、技術開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発

を行うこと。

(エ)以下のいずれかに該当する「中小企業者」としての組合等

- i) 産業技術力強化法施行令第6条第1項第3号に規定する事業協同組合等
(技術研究組合等を含む)
- ii) i)のほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第6条第1項第3号を準用する。

(注1)本事業において、「中小企業者」とは以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たすものをいう。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

(注2)本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者又は資本金10億円以下の企業であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業

(※)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者及び資本金10億円以下の企業を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

2-4. 助成率及び助成金の額

(1)助成率は、次のとおりとします。

助成率 : 2/3以内

(2)助成金の額は、次のとおりとします。

助成金の額 : 1千万円～5億円

(注)申請いただきました必要経費について個別に精査し、審査を行います。なお、採択された場合であっても、審査の結果、経費の計上について変更が生じることがありますので、あらかじめご了承ください。

平成24年度公募事業概要

助成対象となる技術	イノベーション創出のための基盤を強化し、成長による富の創出の実現に資する新規性・革新性の高い実用化開発
対象事業	事業終了後概ね3～5年以内に実用化可能な技術開発
対象事業者	中小企業者又は資本金10億円以下の企業等
申請者	1者による単独申請のみ受付
対象期間	交付決定日から平成26年2月20日まで
助成率	2/3以内
助成金額	1千万円～5億円

平成24年度及び平成25年度の事業スケジュール



2-5. 助成対象費用

助成の対象となる費用は、当該技術開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する(汎用のもの、この事業以外にも使用するものは助成対象外です)、機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

なお、本事業の助成金を交付される事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下「国民との科学・技術対話」という。)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、技術開発活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は事後評価の対象となります。

費目ごとの内容は次のとおりです。

I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、改造等に要する経費。

II. 労務費

1. 研究員費

技術開発職員及び工員等実用化開発に直接従事する職員に対する人件費。ユーザーニーズの調査、生産インフラの検討など本申請に係る技術開発成果の事業化を目的とした業務を含む。

2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記研究員費に含まれるものを除く。)

※補助員単価は、補助員1人あたり12,100円/日を上限とする。また、当該補助員が健保等級を有する場合は、13,890円/日を上限とする。

労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定してください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。(http://www.nedo.go.jp/content/100494878.pdf)

III. その他経費

1. 消耗品費

技術開発の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

2. 旅費

技術開発を実施するために特に必要とする研究員等の旅費、滞在費及び交通費。

3. 外注費

技術開発の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。

4. 諸経費

上記の1～3以外の経費で、助成事業の実施に特に必要と認められる経費。

技術開発を行うために直接必要な文献購入費、光熱水料、コンピュータ使用料、試作品運搬費、学会参加費、等必要な経費。

助成事業による発明の特許出願するために必要な経費(助成対象費用総額の10%以内)。

IV. 共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき学術機関等が行う技術開発に必要な経費。

- ① 「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。
- ② 交付決定時における助成金総額の50%未満を対象とします。
- ③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の点にご留意ください。
 - ・ 申請者の従業員を当該学術機関等に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。
 - ・ 学術機関等が購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできませんが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に沿って使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入してください。
 - ・ 学術機関等において発生する本事業の直接経費の10%(大学は15%)を上限として間接経費も助成対象とします。
 - ・ 民間企業との共同研究費は、対象外となります。

3. 助成事業の選定について

3-1. 選定方法

NEDOは(1)外部専門家による評価、(2)契約・助成審査委員会を経て、助成する事業を選定し採択します。また、助成事業者の技術開発体制が国の政策に沿ったものであるかについても評価されます。なお、選定に際して事業者に対しヒアリングを行う場合があります。

(1)外部専門家による評価

外部専門家が、評価項目(4-2. 審査事項及び4-3. 加点事項)に従って技術評価及び事業化評価を行います。公募期間中に評価者候補全員の所属及び氏名を、NEDOのサイト上に公開します(平成25年2月下旬を予定)。

応募する事業案件に関して、特定の評価者と利害関係(利害関係者の定義参照)があり、公正な評価が保証されないと申請者が判断する場合は、提出書類等の「添付資料5 利害関係のある評価者」にその評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。

利害関係者の定義

1 規程

NEDOでは、NEDO 技術委員・技術委員会等規程(平成15年度規程第63号)(以下「規程」という。)第25条及び第32条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者と親族関係にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

(2)契約・助成審査委員会

NEDOの役職員で構成する契約・助成審査委員会で、採択候補の案を審議し、採択する案件を決定します。

採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。

その他の事項

- a. 評価者が申請案件と利害関係があるとNEDOが判断した場合、当該案件についての評価者(委員)の評価は除外します。
- b. 評価及び審査は非公開で行われ、選定に係わるお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- c. 評価者への個別説明等の活動を行った場合は審査対象からの除外、交付決定の取り消し等所要の措置を講じます。

3-2. 審査事項

助成対象事業の採択に際しては、次の視点から審査します。

(1) 事業の要件及び事業者の要件に関する審査

「2-2. 助成対象事業の分野」、「2-3. 助成対象事業者の要件」及び「6. 禁止事項及び不正防止について」に記載されている要件に適合しているかを審査します。本要件に適合していないと判断された場合は、以下の評価対象とならない場合があります。

(2) 技術評価

提案された技術開発テーマについて、以下の①～⑥の項目に関して審査します。

項目	審査基準
① 基となる技術開発の有無	提案の実用化開発の基となる技術開発の成果(実験データ等)が明確に示されていること。 また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
② 技術の新規性及び目標設定レベルの程度	新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
③ 特許・ノウハウの優位性	申請者(企業)が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
④ 目標、課題、解決手段の明確性	本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
⑤ 費用対効果	研究計画に要する費用(助成金の使用計画)が適切であり、費用対効果(助成金額と得られる事業化効果など)が高く、助成規模に応じて効果(社会的必要性など)が十分に期待できること。
⑥ 研究計画の妥当性	予定期間内に、計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

(3) 事業化評価

助成対象事業の事業化について以下の①～⑤の項目に関して審査します。

項目	審査基準
① 新規市場創出効果	当該開発成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。市場規模を判断材料とし、その際に助成金額(全期間)を考慮。
② 市場ニーズの把握	市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
③ 開発製品・サービスの優位性	市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位(性能、価格等)であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
④ 事業化体制	技術開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体制となっていること。
⑤ 事業化計画の信頼性	事業期間終了後概ね3～5年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ確かな事業化計画を提案し、予想され

	るリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれていること。
--	------------------------------------

3-3. 加点事項

以下の要素を満たす場合には、審査において加点する場合があります。

項目	審査基準
① 事業者の新規性	公募締切日において設立10年以内の企業である場合。
② 金融機関等との連携	事業化に向けてベンチャーキャピタル等金融機関等との連携がされている場合。
③ 採用予定先(取引先)等との連携	事業化に向けて開発された技術の採択予定先(取引先)等との連携がされている場合。
④ 過去にNEDO等が実施した事業との関連	NEDO等が実施した技術開発事業の成果を活用したものであり、当該助成事業の実施により、その成果の実用化が加速すると認められる場合。
⑤ 地域経済活性化への貢献	地域資源を活用し技術開発が実施されることにより、地域経済の活性化への貢献が特に見込まれる場合。

3-4. 採否の決定の通知

- ・ 採否結果の通知時期は、平成25年5月頃を予定しています。
- ・ 採択された事業については、NEDOから申請者に交付決定通知を発出します。
- ・ なお、審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。
- ・ 不採択の場合も、評価結果を添えてその旨後日通知します。
- ・ また、評価結果を踏まえ事業計画等をブラッシュアップした上で本制度の次回以降の公募に再度申請することも可能です。

4. 採択事業について

4-1. 申請内容の公表

採択された事業にあつては、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を公表します。

4-2. 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

また、助成金の交付にあつて付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、助成金交付後であっても交付規程に基づき、交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また、企業名の公表等が行われることがあります。

4-3. 助成金の支払い

本事業における助成金の交付は、助成期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としています。ただし、政府が所定の審査手続きを経て必要と判断する場合は、概算払いを行うこともあります。

4-4. 取得財産の管理

(1) 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなり、機構が別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、機構の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

(2) 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

(3) 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

(注) 圧縮記帳: 新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

4-5. 事業期間終了後

(1) 事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、実用化状況報告書をNEDOに提出していただきます。

(2) 事業期間終了後の収益納付について、下記に留意してください。

- ① 実用化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による収益が認められたときは、原則、以下の納付額の計算式で算出される額を納付していただきます。
- ② 収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。
- ③ 収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。

納付額の算出式

納付額 = (①助成事業に係る当該年度収益額 - ②控除額) × ③助成金確定額 ÷ 助成対象費用
ただし、

- ① 助成事業に係る当該年度収益……原則として営業利益
- ② 控除額……(助成対象費用 - 助成金確定額) × 1/5
- ③ 助成金確定額・助成対象費用
……助成事業終了時に通知する助成金の確定額及び助成対象費用

- (3) 事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

5. 申請の手続き等

5-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※1)による申請

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※1)による申請と、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。e-Rad をご利用になるためには、所属の研究機関が e-Rad に登録され、研究者本人の研究者番号を取得していることが必要です。登録方法及び研究者番号の取得方法については以下のページをご覧ください。

e-Rad システム利用に当たっての事前準備

<研究者向け>

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/summary/index.html>

なお、e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度時間がかかるとのことですので、提案を予定されている法人はお早めにご登録願います。

(※1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記の URL を参照してください。システムの操作方法に関する問い合わせは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

○ e-Rad ポータルサイト <http://www.e-Rad.go.jp/>

○ e-Rad 利用可能時間帯 5:00~0:00

<http://www.e-rad.go.jp/terms/support/index.html>

○ e-Rad ヘルプデスク

電話番号: 0120-066-877 (フリーダイヤル)、03-5638-5361(直通)

受付時間: 午前 9:00~午後 6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請

手続きの概略を以下に示します。(手続きフローは(参考)「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募の流れについて」をご参照ください。)

① 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時まで e-Rad に申請者が研究機関として登録されていることが必要になります。申請者で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。**登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。**

登録されると、ログイン用 ID、所属研究機関用 ID、パスワードが発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad システム利用に当たっての事前準備

<研究機関向け>

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/summary/index.html>

② 研究代表者(主要研究員)のログイン用 ID、申請用は研究者番号の取得

所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録しログイン用 ID 及び申請用研究者番号、パスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

所属研究機関用マニュアル

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>

③ 公募要領・申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募一覧を確認してください。NEDOの公募ホームページから、公募要領と申請様式をダウンロードします。ダウンロードした公募要領と申請様式をもとに申請書類等を作成・準備します。

④ 応募基本情報の入力と提出

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募基本情報を入力します。

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認し、応募基本情報を印刷してください。また、「確認完了・提出」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認完了・提出」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。e-Rad 応募基本情報の詳細内容については、研究者用マニュアルを参照してください。

e-Rad ポータルサイトの研究者向けページ

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html>

研究者用マニュアル

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

⑤ 注意事項

- ・申請書類を提出する際には、e-Rad に登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、紙による申請書類提出締め切り日までに登録を完了するようお願い致します。
- ・提出締め切り日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締め切り日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。
- ・申請書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

※この e-Rad による申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、充分留意ください。

5-2. 申請書類

助成金を希望する事業者は、申請書様式を用いて助成金交付申請書一式(正1部(片面印刷)及びその写し30部(両面印刷)と情報項目ファイル(「H24-1 情報項目ファイル【Excel】.xls」)に必要記入事項を記入したもの(Excel ファイル)を保存したCD-R)をNEDO技術開発推進部技術革新・実用化推進グループまで提出してください。郵送等でも受け付けます。

申請書類は、添付書類を含め、全てA4サイズとし、各部ごとに左上をダブルクリップでとめてください(ホッチキス等で綴じたり、製本したりしないで下さい)。

なお、提出された申請書類、添付資料等は返却されません。

「H24-1 情報項目ファイル【Excel】.xls」には、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で取得した、助成事業者の研究機関番号、研究開発代表者の研究者番号を記入する欄がありますので、必ず記入してください。

5-3. 申請書の様式

助成金交付申請書等は、NEDOのホームページ(公募情報のページ参照)からダウンロードすることができます。

◎H24-1 公募要領【PDF】

◎H24-1 情報項目ファイル【MS-Excel】

◎H24-1 助成金交付申請書1【MS-Word】

◎H24-1 助成金交付申請書2【MS-Excel】

5-4. 申請に関する注意

- (1) 本助成事業は、2者以上による共同申請は対象としておりません。
- (2) 同一事業者が異なるテーマについて複数の応募をすることは可能ですが、採択されるテーマ数について制限させていただくことがあります。
- (3) 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。

5-5. 受付期間

(1) 申請書の受付

申請書の受付期間は次のとおりです。

持参の場合：平成25年3月21日(木)13:00までに提出されたもの

郵送の場合：平成25年3月18日(月)17:00までに到着したもの

(郵送の場合、3月18日以前の配達日指定で送付してください)

受付期間を過ぎて持参されたもの又は郵送により到着したものは、審査対象とはなりませんのでご注意ください。特に郵送の場合は、余裕をもって到着するようにご送付ください。

また、郵送による申請の場合は、3月19日(火)に受理確認の電話を差し上げますので、必ず連絡がつくようにしてください。

なお、3月19日(火)13:00~17:00及び3月21日(木)10:00~13:00については、専用

の受付窓口を設置します。

書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、申請書様式に従って記入してください。様式に記載の項目の変更はしないで下さい。

e-Rad の登録が無い場合には、審査対象となりませんので、ご注意ください。

郵送の場合又は3月18日(月)までに持参する場合は申請書受理確認書の返送用に、宛先を明記し80円切手を貼付した返送用封筒を申請書一式にあわせてお送り下さい。

●郵送の場合若しくは3月18日(月)までに持参する場合

提出先

〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
技術開発推進部 技術革新・実用化推進グループ
TEL:044-520-5175

●3月19日(火)又は3月21日(木)に持参する場合

提出先

神奈川県川崎市川崎区駅前本町 26-4 ラウンドクロス川崎 4階
NEDO 別館会議室
地図: <http://www.nedo.go.jp/content/100510966.pdf>
※NEDO 本部とは建物が異なりますのでご注意ください。

(2) 申請に関する相談

申請に関する相談は、NEDO技術開発推進部 技術革新・実用化推進グループ以外にも以下の場所において実施しています。

NEDO 北海道支部 事業管理部	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番47号(NORTH33ビル8階) TEL:011-281-3355
NEDO 関西支部 事業管理部	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3丁目3番10号(梅田ダイビル16階) TEL:06-7670-2200
NEDO 九州支部 事業管理部	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目19番24号(大博センタービル10F) TEL:092-411-7831

5-6. 問い合わせ先

この公募内容に関するお問い合わせは、下記まで平日9:00~18:15の間にご連絡ください。

問い合わせ先

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術開発推進部 技術革新・実用化推進グループ

TEL:044-520-5175

FAX:044-520-5177

メールアドレス:innovation24@nedo.go.jp

5-7. 公募説明会

本事業の内容、申請にあたっての手続き等について、公募説明会を行います。NEDOのホームページをご覧ください。申請資格として出席を義務付けるものではありませんので、必要に応じて参加してください。

6. 禁止事項及び不正防止について

6-1. 本事業内の重複申請

同一事業者が複数の申請をすることは可能です。

6-2. 重複助成の排除

「申請者」、「共同研究先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「過度の集中」とは、

一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合
- 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

- ① 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)^(※1)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(※1)府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「6. 申請の手続き、日程」を参照してください

い。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

6-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ② 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- ③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①~③の措置を講じることがあります。
- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

(2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の(補助/契約)に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

※1 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf

※2 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103881.pdf>

6-4. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)
- ④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

※3 研究不正指針についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/shishin.pdf

※4 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103881.pdf>

6-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

通知先

NEDO 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

TEL:044-520-5131

FAX:044-520-5133

メールアドレス:helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ:http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日:9時30分~12時00分、13時00分~18時00分です。)

7. その他

7-1. 中小企業技術革新制度(SBIR)

本助成金は、中小企業技術革新制度(SBIR)の「特定補助金等」として指定されています。本助成金を交付された中小企業については、その成果を利用した事業活動を行う際に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象拡大等、特例の支援措置を受けることができます。

7-2. 申請情報の管理

(1) 提出物の管理

提出書類等は、審査のために使用します。このため外部専門家に提出書類等を郵送にて送付します。提出物の返却はいたしません。

(2) 申請情報の公表

採択された事業にあつては、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を公表します。

不採択の場合は、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

7-3. 個人情報について

- (1) 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- (2) また、審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- (3) また、NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用します。
- (4) また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- (5) ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。

(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

平成24年度
イノベーション実用化ベンチャー支援事業

＜別添集＞

(別添1)技術キーワード(分野別)

(別添2)専門学術分野キーワード

(別添3)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した

応募の流れについて

平成25年1月
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
技術開発推進部

技術キーワード(分野別)		
【1. ライフサイエンス】	【2. 情報通信】	
1010 アミノ酸、ペプチド	2010 ハイパフォーマンス・コンピューティング(スパコン、GPU)	4025 量子力学
1020 蛋白質、膜蛋白質、プロテオーム、プロテオミクス、蛋白質相互作用	2020 分散コンピューティング・グリッドコンピューティング	4030 化学(全般)
1030 糖、糖鎖、レクチン	2030 クラウドコンピューティング	4035 物理化学(電気化学、光化学等)
1040 その他生体物質(アルカロイド、ヘム等)	2040 ユビキタスコンピューティング	4040 レオロジー(固体物性、液体物性等)
1050 核酸、DNA、RNA、ゲノム、SNP、エピジェネティクス、遺伝子	2050 サイバーフィジカルシステム	4045 無機化学
1060 機能性核酸(RNAi、siRNA、アンチセンスDNA/RNA、アプタマー等)	2060 人工知能、エージェント	4050 有機化学
1070 その他生体高分子(セルロース、リグニン、ポリフェノール等)	2070 解析・評価、画像・文章・音声等認識	4055 量子化学
1080 抗体	2080 データマイニング	4060 計算化学(材料設計、分子シミュレーション等)
1090 酵素	2090 データ圧縮技術	4065 電気泳動
1100 細胞	2100 データベース	4070 ソルゲル
1110 脂質、糖脂質	2110 シミュレーション	4075 コロイド
1120 組織	2120 ソフトウェア、論理プログラミング	4080 吸着、拡散
1130 代謝	2130 プログラミング言語	4085 分子間相互作用
1140 培養	2140 暗号アルゴリズム、認証	4090 プラズマ
1150 発生、分化、生殖、シグナル伝達	2150 セキュリティ技術(監視、防衛、署名等)	4095 超臨界
1160 微生物バイオ	2160 GPS、GIS	4100 表面、界面
1170 植物バイオ	2170 スマートセンサ情報システム	4105 金属材料
1180 動物バイオ	2180 コンピュータグラフィックス(3次元画像技術等)	4110 レアメタル、レアアース(代替技術を含む)
1190 発酵(物質生産等)	2190 バーチャルリアリティ、仮想現実	4115 ケイ素系材料
1200 育種	2200 通信方式、プロトコル	4120 無機化合物、金属化合物、セラミックス
1210 家畜	2210 光ネットワーク	4125 複合材料
1220 食品(発酵食品、機能性食品含む)	2220 無線ネットワーク(マイクロ波、ミリ波、テラヘルツ波)	4130 有機金属
1230 木材	2230 セキュアネットワーク、高信頼性ネットワーク	4135 錯体、配位子
1240 その他農芸化学	2240 情報家電、ホームネットワーク	4140 有機材料、有機化合物
1250 バイオメテックス(生体模倣)(ナノテク・材料と共通)	5390 エネルギーマネジメント、HEMS/BEMS(エネルギーと共通)	4145 イオン液体
1260 バイオセンサ	4355 半導体(ナノテク・材料と共通)	4150 高分子、デンドリマー、超分子
1270 バイオ素子	4360 化合物半導体、有機半導体(ナノテク・材料と共通)	4155 導電性高分子
1280 バイオインフォマティクス、生体情報学	2250 回路設計、LSI設計	4160 炭素材料(ダイヤモンド、黒鉛、炭素繊維)
1290 リハビリテーション	2260 その他半導体デバイス	4165 カーボンナノチューブ、フラーレン
1300 障害者支援	2270 MEMS、マイクロマシン、スマートセンサー(ナノテク・材料と共通)	4170 有機合成、化学合成
1310 老人介護、看護	2280 セキュアデバイス、スマートカード	4175 不斉合成、不斉重合、不斉触媒、キラルフリー
1320 レーザ医療	5450 パワーエレクトロニクス、LSTPデバイス(エネルギーと共通)	4180 重合
1330 福祉工学・機器	5460 蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)(エネルギーと共通)	4185 固相合成、表面化学反応
1340 バイオマテリアル(医用材料)(ナノテク・材料と共通)	2290 高性能レーザー、光源技術	4190 マイクロリアクター、バイオリアクター
1350 医用工学、バイオメカニクス	2300 LED	4195 触媒
1360 人工臓器	2310 光デバイス(スイッチ、変調器、増幅器等)	4200 光触媒、光触媒反応
1370 超音波診断	2320 撮像デバイス、CCD	4205 冶金、粉末冶金
1380 非侵襲計測	4365 EL、有機EL、高分子LED(ナノテク・材料と共通)	4210 コーティング(製造技術と共通)
1390 低侵襲治療	2330 その他デバイス	4215 ナノコーティング
1400 磁気共鳴画像(MRI)、PET、画像診断	2340 ユニバーサルデザイン、ユーザビリティ	4220 物理蒸着(PVD)
1410 医療用ロボット		4225 化学気相、化学蒸着(CVD)
1420 手術支援システム	【3. 環境】	4230 エピタキシー
1430 遠隔医療	3010 環境影響評価	4235 ドーピング
1440 その他医用機器・装置(研究用含む)	3020 環境調和技術	4240 イオン注入
1450 DNAチップ、バイオチップ	3030 環境修復技術(バイオレメディエーション等)	4245 ナノインプリント、ナノエッチング、ナノソグラフィ
1460 イムノアッセイ	3040 地球温暖化	4250 液晶成長、液晶配向
1470 生化学分析、臨床検査、バイオマーカー	3050 二酸化炭素固定化	4255 表面修飾
1480 病原体、ウイルス、細菌	3060 フロン代替材料	4260 薄膜成長
1490 バクテリオファージ	3070 大気汚染	4265 繊維、ファイバー
1500 ワクチン	3080 水質汚染	4270 ナノファイバー
1510 免疫	3090 土壌汚染	4275 シート、フィルム
1520 アレルギー	3100 有害化学物質(アスベスト等)	4280 薄膜、超薄膜
1530 ストレス	3110 有機塩素化合物(ダイオキシン等)	4285 多孔質材料
1540 移植、再生	3120 重金属	4290 ナノポーラス材料
1550 感染症	3130 環境ホルモン	4295 微粒子
1560 血液	3140 エアロゾル	4300 超微粒子、ナノ粒子
1570 細胞移植	3150 室内空気汚染	4305 結晶、単結晶材料
1580 再生医療、iPS/ES細胞、幹細胞	3160 無害化技術	4310 超格子材料
1590 循環器、高血圧、高脂血	3170 排水処理技術(社会基盤と共通)	4315 液晶、液晶系材料
1600 糖尿病、糖尿	3180 廃棄物処理技術	4320 自己組織化材料
1610 癌、腫瘍	3190 排ガス処理技術	4325 アモルファス、無定形、ガラス
1620 遺伝子治療	3200 有機廃棄物	4330 相転移
1630 個別化医療(テーラーメイド医療)	3210 放射性廃棄物	4335 機能性材料
1640 内科	3220 電磁環境	4340 圧電材料(ピエゾ)
1650 外科	3230 環境計測	4345 熱電材料(ペルチェ、ゼーベック)
1660 小児科	3240 ライフサイクルアセスメント	4350 電磁機能材料
	3250 3R(リデュース、リユース、リサイクル)、資源循環	

			【7. 社会基盤】	
4400	フォトニック結晶	5400	エネルギー変換技術	
4405	非線形光学材料	5410	エネルギー回収技術	
4410	形状記憶材料(合金、樹脂)	5420	エネルギー輸送技術・発電技術	
4415	物理・機械特性材料(力学、弾性、延性、靱性、展性等)	5430	トライジェネレーション	
4420	耐熱材料	5440	超伝導エネルギー技術	
4425	耐久性材料(腐食、防食、防汚等)	5450	パワーエレクトロニクス、LSTPデバイス(情報通信と共通)	
4430	潤滑材料(トライボロジー含む)	5460	蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)(情報通信と共通)	
4435	吸着・交換材料(分子、イオン)	5470	キャパシタ、電気二重層キャパシタ	
4440	分子認識材料	5480	燃料電池	
4445	自己修復材料	5490	溶融炭酸塩形燃料電池(MCFC)	
4450	傾斜機能材料	5500	固体高分子形燃料電池(PEFC)	
4455	膜分離、分離膜	5510	ヒートポンプ、ペルティエ素子	
4460	接合、接着(製造技術と共通)	5520	ヒートパイプ	
1340	バイオマテリアル(医用材料)(ライフサイエンスと共通)	5530	内燃機関	
1250	バイオメティクス(生体模倣)(ライフサイエンスと共通)	5540	タービン、ガスタービン、マイクロガスタービン	
2270	MEMS、マイクロマシン、スマートセンサー(情報通信と共通)	5550	コージェネレーション、コンバインドサイクル発電	
4465	マイクロマニピュレーション	5560	分散型エネルギーシステム	
4470	分子デバイス、ナノデバイス	5570	廃熱利用、冷熱利用	
4475	グリーンケミストリー	5580	蓄熱	
4480	非破壊検査	5590	冷凍技術	
4485	電子顕微鏡	5600	負荷平準化	
4490	走査プローブ顕微鏡、SFM、STM	5610	充電方式(非接触給電等)	
4495	分光、スペクトロスコピー	5620	バッテリー	
4500	X線・電子線回折、中性子散乱	5630	電気自動車	
4505	放射光、電子サイクロトロン共鳴		【6. 製造技術】	
4510	核磁気共鳴(NMR)	6010	設計技術	
4515	電子スピン共鳴(ESR)	6020	ライフサイクル設計	
4520	質量分析	6030	組立技術	
4525	クロマトグラフィー	6040	機械制御	
4530	精密計測	6050	機械力学、機械要素	
4535	レーザー・光計測	6060	破壊力学	
4540	近接場光	6070	化学装置、化学工学	
4545	表面プラズモン	6080	高圧技術	
4550	紫外光・自由電子レーザー	6090	真空技術	
4555	イオンビーム	6100	流体技術	
4560	標準物質	6110	油圧、空圧	
	【5. エネルギー】	6120	アクチュエータ	
5010	熱工学	6130	プラント	
5020	燃焼技術	6140	品質管理	
5030	低温工学	6150	劣化予測・診断	
5040	波力発電	6160	CAD、CAM、CAE、CAT	
5050	海流発電	6170	ロボット(マニピュレーション等)、NC(数値制御)	
5060	潮力発電	6180	ロボット(2足歩行、コンピュータビジョン)	
5070	海洋温度差発電	6190	生産システム・管理	
5080	塩分濃度差発電	6200	製造技術(自動化、IMS、CIM等)	
5090	その他海洋エネルギー	6210	バイラテラル制御	
5100	地熱、地熱利用、バイナリー発電	6220	自律移動制御	
5110	タワー式太陽熱発電	6230	振動制御	
5120	トラフ式太陽熱発電	6240	可視化	
5130	ディッシュ式太陽熱発電	6250	エッチング	
5140	シリコン系太陽電池	6260	メッキ(電解・無電解)	
5150	化合物系太陽電池	6270	リソグラフィ	
5160	有機系太陽電池	6280	塗装	
5170	その他太陽エネルギー	6290	溶射	
5180	洋上風力発電	4460	接合、接着(ナノテク・材料と共通)	
5190	小型風力発電	4210	コーティング(ナノテク・材料と共通)	
5200	その他風力エネルギー	6300	熱処理	
5210	木質バイオマス(ガス化含む)	6310	その他表面処理	
5220	エタノール抽出	6320	切削加工	
5230	自動車燃料(廃食用油由来)	6330	放電加工	
5240	メタン精製(家畜等糞尿由来)	6340	レーザー加工	
5250	水素エネルギー(製造・吸蔵・貯蔵等)	6350	プラズマ加工	
5260	バイオエネルギー、炭化水素系燃料(メタン・メタノール等)	6360	微細・精密加工	
5270	バイオリファイナリー	6370	半導体微細加工	
5280	燃料改質	6380	圧延	
5290	石炭液化技術(CTL)	6390	成形加工(金属材料)	
			7010	ユニバーサルデザイン、人間工学、バリアフリー
			7020	国際標準(ISO等)
			7030	感性工学
			7040	ユーザビリティ
			7050	安全工学
			7060	リスク管理
			7070	都市防災
			7080	地球環境変動・予測(環境と共通)
			7090	自然現象観測・予測(環境と共通)
			7100	建築
			7110	コンクリート技術
			7120	自然災害
			7130	地震対策
			7140	地すべり学
			7150	土木工学
			7160	河川工学
			7170	水理学
			7180	国土開発・国土整備
			7190	地域計画
			7200	交通需要管理
			7210	地上交通システム(ITS、AHS)
			7220	海上・航空交通
			7230	都市整備・環境
			7240	上下水道
			3170	排水処理技術(環境と共通)
			7250	水資源、淡水化
			7260	地域農業、農村計画
			7270	農地利用
			7280	造園、造林
			7290	土壌改良
			7300	森林保護
				【8. フロンティア】
			8010	宇宙科学、宇宙工学
			8020	地球科学
			8030	地質学
			8040	気象学
			8050	海洋科学・資源
			8060	航空技術
			8070	ロケット、人工衛星
			8080	衛星通信
			8090	微小重力
				【9. 社会科学】
			9010	技術戦略、事業戦略、経営戦略、マーケティング
			9020	技術経営(MOT)、技術マネジメント
			9030	研究開発マネジメント、製品開発マネジメント、事業開発マネジメント
			9040	イノベーション、技術革新、産業技術競争力
			9050	技術経営モデル、ビジネスモデル
			9060	産業財産権、特許
			9070	アライアンス、コンソーシアム、産学連携、産官連携、企業連携、企業連合
			9080	起業、ベンチャー
			9090	産業クラスター、地域クラスター、地域産業構造
			9100	技術移転、技術移転機関(TLO)

専門学術分野キーワード

	<電気・機械関連>	<化学関連>	<農学関連>
101	エレクトロニクス実装学会	301 化学工学会	501 日本植物学会
102	静電気学会	302 高分子学会	502 日本植物細胞分子生物学会
103	電気化学会	303 触媒学会	503 日本植物病理学会
104	電気学会	304 石油学会	504 日本植物生理学会
105	電気設備学会	305 石油技術協会	505 日本農芸化学会
106	電子情報通信学会	306 セルロース学会	
107	日本リモートセンシング学会	307 繊維学会	
108	プラズマ・核融合学会	308 日本化学会	<建設関連>
109	計測自動制御学会	309 日本吸着学会	601 地盤工学会
110	システム制御情報学会	310 日本ゴム協会	602 土木学会
111	自動車技術会	311 日本生化学会	603 日本音響学会
112	精密工学会	312 日本接着学会	604 日本建築学会
113	砥粒加工学会	313 日本分子生物学会	605 日本コンクリート工学協会
114	日本機械学会	314 日本分析化学会	606 日本地震学会
115	日本顕微鏡学会	315 日本ペプチド学会	607 日本都市計画学会
116	日本高圧力学会	316 日本放射光学会	
117	日本航空宇宙学会	317 有機合成化学協会	
118	日本熱物性学会		
119	日本燃焼学会		<情報関連>
120	日本冷凍空調学会	<医学・バイオ関連>	701 映像情報メディア学会
121	日本ロボット学会	401 日本アレルギー学会	702 情報処理学会
122	溶接学会	402 日本医学放射線学会	703 日本ソフトウェア科学会
123	レーザー学会	403 日本育種学会	704 日本バーチャリアリティ学会
124	日本トライボロジー学会	404 日本遺伝学会	705 人工知能学会
		405 日本遺伝子治療学会	
		406 日本ウイルス学会	
	<材料・物理関連>	407 日本エアロゾル学会	<エネルギー・環境関連>
201	軽金属学会	408 日本衛生学会	801 エネルギー・資源学会
202	資源・素材学会	409 日本癌学会	802 資源エネルギー学会
203	ナノ学会	410 日本癌治療学会	803 水素エネルギー協会
204	日本液晶学会	411 日本外科学会	804 日本エネルギー学会
205	日本希土類学会	412 日本獣医師会	805 日本ガスタービン学会
206	日本金属学会	413 日本再生医療学会	806 日本原子力学会
207	日本結晶学会	414 日本細胞生物学会	807 日本太陽エネルギー学会
208	日本材料学会	415 日本磁気共鳴医学会	808 日本風工学会
209	日本セラミックス協会	416 日本循環器学会	809 日本風力エネルギー協会
210	日本塑性加工学会	417 日本神経回路学会	810 環境科学会
211	日本鑄造工学会	418 日本神経科学学会	811 環境資源工学会
212	日本複合材料学会	419 日本人工臓器学会	812 環境バイオテクノロジー学会
213	日本膜学会	420 日本人類遺伝学会	813 空気調和・衛生工学会
214	表面技術協会	421 日本整形外科学会	814 大気環境学会
215	プラスチック成形加工学会	422 日本生態学会	815 日本気象学会
216	粉体工学会	423 日本生物工学会	816 日本水環境学会
217	粉体粉末冶金協会	424 日本生物物理学会	817 水文・水資源学会
218	無機マテリアル学会	425 日本生理学会	818 日本地熱学会
219	日本 MRS	426 日本蛋白質科学会	819 廃棄物学会
220	日本レオロジー学会	427 日本超音波医学会	
221	応用物理学会	428 日本糖質学会	
222	低温工学・超電導学会	429 日本透析医学会	<その他>
223	低温工学協会	430 日本内科学会	901 研究・技術計画学会
224	日本応用磁気学会	431 日本脳神経外科学会	902 日本海洋学会
225	日本伝熱学会	432 日本バイオマテリアル学会	903 ゼオライト学会
226	日本物理学会	433 日本発生物学会	904 日本経営工学会
227	日本分光学会	434 日本微生物生態学会	905 日本食品科学工学会
228	物理探査学会	435 日本病理学会	906 日本水産学会
229	日本 AEM学会	436 日本免疫学会	907 日本生産管理学会
230	日本鉄鋼協会	437 日本薬学会	908 日本地球化学会
231	炭素材料学会	438 日本薬理学会	909 日本畜産学会
		439 日本リハビリテーション医学会	910 日本地質学会
		440 日本リハビリテーション工学協会	911 日本天文学会
		441 日本レーザー医学会	912 日本土壌肥料学会
		442 バイオインダストリー協会	913 日本人間工学会
		443 バイオメカニズム学会	914 日本表面科学会
		444 日本細菌学会	915 日本油化学会
		445 日本エム・イー学会	916 腐食防食協会
		446 日本 DDS学会	
		447 日本生化学会	

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募の流れについて

e-Rad ポータルサイトにおいてシステム利用規約を確認の上、あらかじめ下記マニュアルをダウンロードして下さい。

○所属研究機関向けマニュアル(共通) (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>)

○研究者用マニュアル(共通) (<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)

1. e-Rad への所属研究機関の登録(所属研究機関(=申請者)が実施)

申請者で1名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請を併せて)郵送にて行います。郵送先は下記URLをご参照ください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2週間以上の余裕を持って登録手続きをして下さい。**

参照URL: <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html>

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/summary/index.html>



2. 研究者情報等の登録(所属研究機関が実施)

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、研究代表者(=成果管理責任者)を登録し、研究代表者用 ID (ログイン用IDと登録用IDがあります)、パスワードを取得します。

参照マニュアル: 所属研究機関用マニュアル



3. 応募基本情報の入力と提出(研究代表者が実施)

e-Rad 上で応募基本情報を入力の上、申請書(様式1、別添資料1から3)をアップロードします。

さらに、応募内容提案書(【研究代表者情報】から【応募・受入状況】まで)を全ページ印刷し、紙媒体で提出する申請書類とします。

参照マニュアル: 研究者用マニュアル



4. 申請の受理

NEDO にて e-Rad への申請を確認後、申請を受理します。

「イノベーション実用化ベンチャー支援事業」

研究開発費補助金 (ベンチャー企業への実用化助成事業) 申請書作成にあたって

総括的注意

- 注1. 申請書は、添付書類を含め、全てA4サイズとしてください。(会社案内等もA4サイズでない場合は、A4サイズにコピーしてください)
- 注2. 各部ごとに左上をダブルクリップで止めてください(ホッチキス等で綴じたり、製本したりしないでください)。また全ての書類(正1部、副30部)に縦二穴パンチ穴をあけてください。
- 注3. 申請書の項目を勝手に削除しないでください。(ただし、本ページ及び次ページ以降イタリック体で記入されている申請書の注意事項及び記載例は、削除してください)
- 注4. 特に注意がない場合は、項目間の行間は、適宜変更してください。
- 注5. 記入に際しては、簡潔明瞭を旨とし、申請書1式の厚さが1cm以下を目処としてください。
- 注6. 申請書の作成にあたり記入上の注意(イタリック体部分)をよく読んでください。また、各項目の記入上のポイントにはアンダーラインを設けてありますので、これに沿って申請書を作成してください。
- 注7. 申請書の作成にあたり、公募要領を必ず確認してください。申請書の記入内容について注意事項があります。
- 注8. 正1部は片面印刷とし、写し30部は両面印刷としてください。

(提出にあたって、本ページは削除してください)

(様式1)

右記の番号は、貴社の社内文書番号がある場合のみ記入してください→ 番号
平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長 殿

- ・申請者は法人格を有することが必要です。
- ・代表者は会社の代表権のある方とします。
- ・代表者印を押印してください。

申請者 〒 住所
名称
代表者役職・氏名

印

平成24年度 研究開発費補助金（ベンチャー企業への実用化助成事業）交付申請書

上記の件について、研究開発費補助金（ベンチャー企業への実用化助成事業）の交付を受けたいので、研究開発費補助金（ベンチャー企業への実用化助成事業）交付規程 第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称

- ・事業内容が判る短く簡潔な名称とし、30字以内としてください。
- ・「」はつけないでください。

2. 助成事業の概要

- ・助成を申請する事業内容を、150字以内厳守で要領よく記入してください。

3. 助成事業の総費用

円

- ・3、4及び5項は、130, 225, 360円のように記入してください。
- ・本様式を含み、申請書に記入の費用は全て消費税抜きにて記入してください。

4. 助成対象費用

円

5. 助成金交付申請額

円

- ・「助成金交付申請額」の欄には、千円単位で端数切り下げの金額を記入してください。

6. 助成率 2 / 3 以内

7. 助成事業の開始及び終了予定年月日

開始年月日

交付決定通知書に記載する事業開始の日から

終了予定年月日

平成26年2月20日

8. 連絡先

担当者所属

職名・氏名

郵便番号・住所

電話番号（及び携帯電話）

FAX番号

メールアドレス

(提出にあたっては本ページは削除してください)

注1. この申請書には、以下の書類を添付してください。

助成事業要旨

添付資料1 (助成事業内容等説明書)

添付資料2 (開発計画書)

添付資料3 (事業化計画書)

添付資料4 (その他の補助金制度との関係等)

添付資料5 (利害関係のある評価者)

添付資料6-1 (会社案内)

添付資料6-2 「企業経営自己評価(紹介)レポート」

添付資料6-3 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等、直近2年分の経営状況を示す書類)

添付資料7 e-Rad応募内容提案書

注2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判としてください。

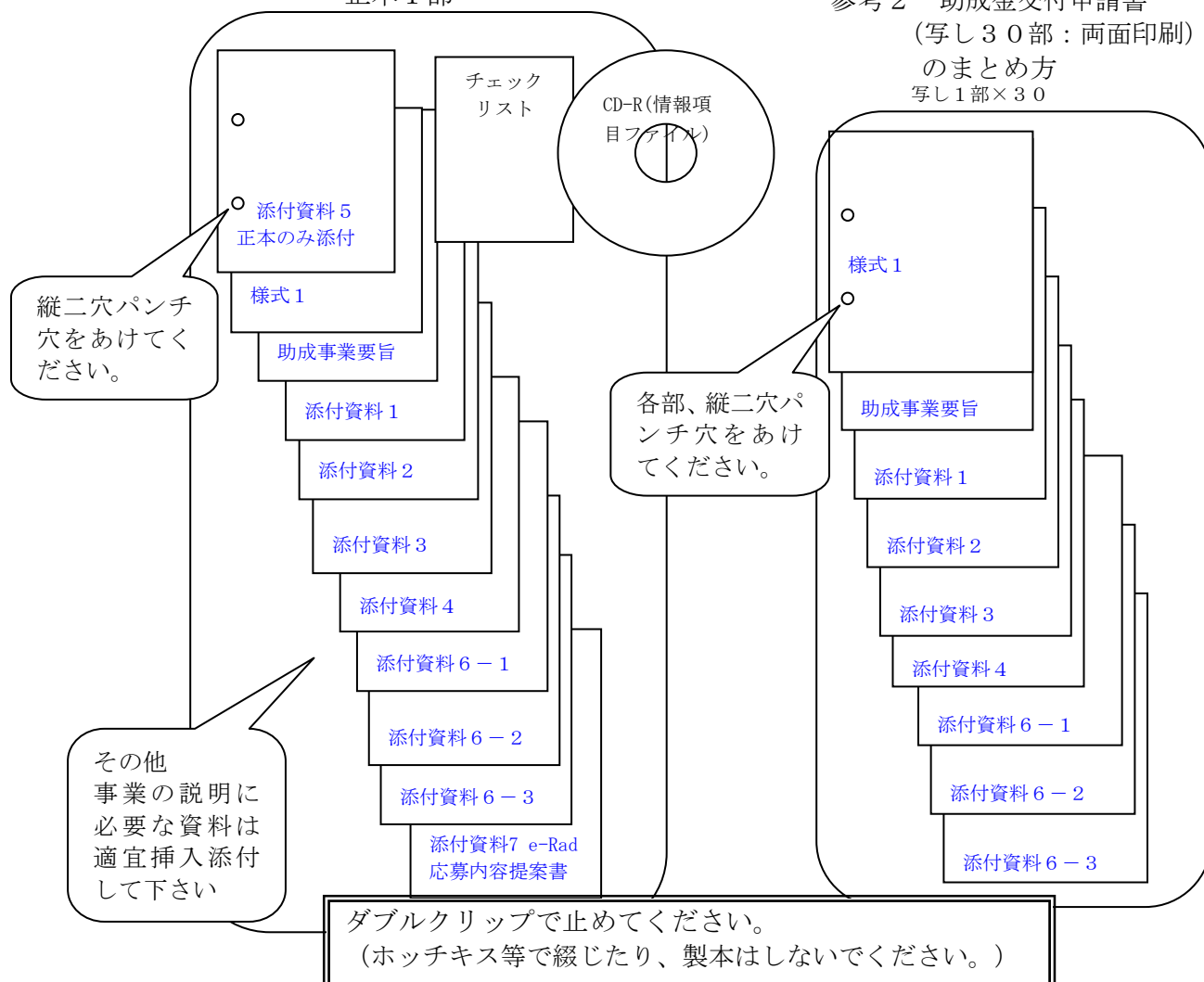
(添付資料6-1、6-3は、元の資料がA4版以外の場合は、コピーしてA4版としてください。様式は問いません。)

◇助成金交付申請書のとじ方と提出方法について◇

助成金交付申請書(正本1部:片面印刷)は下記参考1に従い、一式をとじてください。また、助成金交付申請書(写し30部)は参考2に従い写し(両面印刷)1式を30部作成ください。作成された正本1部、写し30部、チェックリスト、CD-R(情報項目ファイル)を一式としてNEDOに送付いただくか、ご持参ください。

参考1 助成金交付申請書(正本1部:片面印刷)のまとめ方
正本1部

参考2 助成金交付申請書
(写し30部:両面印刷)
のまとめ方
写し1部×30



助成事業要旨

申請区分	研究開発費補助金（ベンチャー企業への実用化助成事業）		
申請者			
資本金	00,000千円	従業員数	000人
主たる業種	〇〇業	設立年	0000年
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 中小企業者もしくは資本金10億円以下の企業 <input type="checkbox"/> 中小企業者としての組合等 <input type="checkbox"/> みなし大企業（申請要件を満たすものに限る） <i>のいずれかを選択</i>		
助成事業の名称	・申請書様式1の内容を記載してください。		
助成事業費用	助成事業の総費用：		円
	助成対象費用：		円
	助成金の交付申請額：		円
助成事業の概要	・申請書様式1の内容を記載してください。		
助成事業のキャッチフレーズ	・本助成事業の成果がどのような製品、サービスに適用され、国民生活の向上に対し、どのような効果が得られるのか、平易な言葉で簡潔に記載してください。（専門技術者でなくても理解できる内容）		
I. 技術開発内容	<p>1. 技術開発の目的 <i>（背景、現状の問題点、本研究開発の新規性、当該開発技術の新たな分野への波及効果等、開発の必要性・重要性を説明）</i></p> <p>2. 目標課題 <i>（目的達成に必要な技術要素とその数値目標、技術的課題 等）</i></p> <p>3. 実施内容及び方法 <i>（目標課題解決のために実施する、本助成事業の研究開発の内容、具体的検討方法・手段等。 また、開発技術の基となる原理、開発技術に関する優位性のある特許及びノウハウ等）</i></p>		
II. 事業化内容	<p>1. 新規市場創出 <i>（当該実用化研究成果の利用可能な製品・サービスへの利用の広がり 等）</i></p> <p>2. 市場競争力 <i>（競合製品・サービスに対する優位性、生産手段とその有効性等、対応できる理由の説明 等）</i></p> <p>3. 販売戦略 <i>（現在の販売ルート、新規市場・販路の開拓手段、予想される障害と対応策等）</i></p>		
III. その他	<i>（当該技術開発により見込まれる効果（必須）及びその他アピールポイント）</i>		

提案内容の要旨説明資料として、A4、2枚以内でご作成下さい。

上記 I、II、III は記載の例ですが、様式は自由としますので、例にとらわれず、提案内容の概略を説明する上で、必要と思われる項目・内容について、図表などを適宜取り入れ、説明してください。

(添付資料1)

助成事業内容等説明書

1. 申請者の概要

1-1. 申請者(法人)の略歴(設立日は必ず記入)

・様式1に記入した申請者(法人)の経歴(設立日も記入すること)を記入してください。

1-2. 資本金及び上位株主

資本金	円		
株主(上位5名)	株主	1. (株) 〇〇	(持株比率 〇〇%)
		2. 〇〇 〇〇	(持株比率 〇〇%)
		3. △△ (株)	(持株比率 〇〇%)
		4.	(持株比率 〇〇%)
		5.	(持株比率 〇〇%)

※株主のうち、法人株主について、以下の表に記入してください。

株主企業名	大企業・中小企業 区分	資本金額 (千円)	従業員数 (人)	主たる業種
(株) 〇〇	大企業	1,000,000	1,000	電子機器製造業
△△ (株)	中小企業	10,000	30	サービス業

1-3. 従業員数

従業員数	名
うち研究開発部門従事者数	名
うち助成事業に関わる研究員数	名

1-4. 現在の主要事業内容(主な製品等)

・現在の事業内容(主な製品等)を記入してください。
・また、過去5年間に市場に出した主要な新事業、又は新製品をあげ、その売上高を記入してください。

例:	新事業/新製品名	新事業/新製品の概要	売上高
H20年度	新製品名1	~~~~~	〇〇〇百万円
	新製品名2	~~~~~	〇〇〇百万円
H21年度	新事業1	~~~~~	〇〇〇百万円
~~			
H24年度	新製品名〇	~~~~~	〇〇〇百万円

1-5. みなし大企業(申請要件を満たすもの)に該当する場合(該当しない場合記載は不要です)

・試験研究費等が売上高の3%を超えること、または、研究者が2人以上かつ全従業員の10%以上であることを記載してください(併せて根拠も示してください)。

(改ページしてください)

2. 実用化開発の目的等

2-1. 実用化開発の動機・背景

- ・ 実用化開発の動機・背景について判りやすく記入してください。

2-2. 実用化開発の目的と内容

- ・ 実用化開発の目的と内容を判りやすく記入してください。

2-3. 具体的ニーズと使用が予定される環境（マーケットの現状及び将来の規模、競争環境）

- ・ 具体的に記入してください。

3. 実用化開発の目標等

3-1. これまでの開発履歴

- ・ 実用化開発の基となる技術・開発活動等について、自社開発の有無(自社開発以外である場合は、共同研究先)、研究期間、研究内容、得られた成果を実験データ等も示しながら記入してください。

3-2. 権利化状況

(1) 実用化の基盤となる取得特許の内容

(技術内容の説明に必要な代表的特許等の明細書(要約でも可)のコピーを添付すること。)

特許の名称 (最新状況)	出願番号(出願日) (公開、公告、登録のうち 最新のもの)	出願人	発明者	係争の 有無	明細書等 の写し
○の装置 (特許取得済)	特許第▲▲号 (登録日H▲. ▲. ▲)	◇◇ 株式会社	根戸太郎 根戸次郎	無し	特許1
△の方法 (審査請求中)	特願××××-××××××× (H▲. ▲. ▲)	◇◇ 株式会社	根戸太郎	無し	特許2
■の方法 (特許取得済、使用許諾契約締結済)	特許第▲▲号 (登録日H▲. ▲. ▲)	○大学 ◇◇ 株式会社	○○○○ 根戸太郎	無し	特許3

- ・ 特許の最新状況については、「審査請求中」、「特許取得済み」等を記入してください。また、特許の出願人及び発明者(申請書に記入されている全員)を記入してください。
- ・ 自社特許でない場合、基となる特許の使用許諾を受けているか、あるいは専有実施権の有無を記入してください。
- ・ 明細書等の写しを添付しない場合は無しと記入してください。
- ・ できる限り資料が厚くならないように工夫してください。

(2) 内外における技術との相違及び内外における特許との関連

- ・ 国内・国外他社における関連特許との相違について、係争の有無を含めて記入してください。また、国内・国外他社における関連特許取得状況から競合他社に対する優位性について記入してください。

(3) 既存技術における受賞歴

- ・ 上記特許もしくは本事業に関連する既存技術において、受賞歴があれば記入してください。

3-3. 実用化開発における目標とその設定理由

(1) 実用化開発の目標

- ・実用化開発の技術課題を達成して得られる最終製品が具備すべき性能・仕様等（最終目標）を記入してください。
- ・助成事業期間中に達成する研究目標および助成事業期間後に達成する最終製品が具備すべき最終目標を記入してください。
- ・採択審査上重要ですので、それぞれの目標については必ず数値により定量的かつ明確に記入してください。

助成期間における実用化開発の目標	助成事業期間中の達成目標	助成事業期間後の達成目標
目標1： 反応効率95%以上を安定して達成する。	パイロット実験により各種触媒の比較データを取得し、反応効率90%以上を達成できる触媒を選定する。	運転条件の最適化及び安定操業制御システムを開発することにより、最終目標を達成する。 (2~5年目)
目標2： 生成物の純度を99%以上とする。	~~~~~	~~~~~ (3~4年目)
目標3： 製造原価を3円/g以下とする。	~~~~~	~~~~~ (5年目)
目標4：~~~~~	~~~~~	~~~~~
目標5：~~~~~	~~~~~	~~~~~

(2) 目標の設定理由

- ・助成事業の全期間における目標とその設定理由を簡条書きで記入してください。
- ・記入にあたって、明確（達成できるレベルを数値により定量的に）かつ簡潔に記入してください。

3-4. 課題を克服するための手段

- ・上記技術課題各々の克服手段について、できるだけ簡条書きで記入してください。詳細は、添付資料2に記載してください。

目標	技術課題	克服手段
目標1. 反応効率95%以上を安定して達成する。	A	
	B	
目標2. 生成物の純度を99%以上とする。	A	
	B	
目標3. 製造原価を3円/g以下とする。	A	
	B	
目標4.	A	
	B	
目標5.	A	
	B	

4. 実用化開発に係る長期計画

4-1. 実用化開発実施日程長期計画

実用化開発日程 事業開始の日 ~ 平成26年2月20日

- ・技術開発の流れが分かるように記入してください。
- ・開発の節目が明瞭となるよう簡潔に線表で記入してください。

実用化開発日程表

実用化開発項目	助成事業期間中			助成事業終了後		開発目標
	平成25年6月～9月	平成25年10月～平成26年2月		平成26年3月～		

<記載例>

実用化開発日程表							
実用化開発項目	期間	助成事業期間中			助成事業終了後		開発目標
		平成25年6月～9月	平成25年10月～平成26年2月		平成26年3月～		
課題1 ○○の開発1							<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 本記載例は、申請書提出時に削除してください。 </div>
①項目ア		←→					
②項目イ			←→				
○○の特性評価		←→	←→		←→←→		
課題2 ○○の開発2							
①項目ウ		←→					
②項目エ			←→			←→	
○○の特性評価		←→	←→	←→	←→		
共同研究 ◇◇大学			←→				
項目ウ及びエの評価			←→				
課題3 製造方法の確立							
△△装置設計			←→				
△△装置導入			←→				
△△装置運転				←→			
試作品作成				←→			
試作品評価・装置改良				←→			
				ユーザー評価	←→	←→	
					製品設計	←→	

4-2. 実用化開発費長期計画

(単位：円)

		費目	助成事業に要する費用
支 出	機 械 装 置 費	土木・建築工事費	
		機械装置等製作・購入費	
		(小計)	0
	労 務 費	研究員費	
		補助員費	
		(小計)	0
	そ の 他 経 費	消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
(小計)		0	
		共同研究費	
		合計	0
収 入	自己資金		
	借入金		
	その他の収入		
	(小計)		0
	助成金交付申請額		
	合計		0

- ・(添付資料2) 開発計画書4. 開発費別紙との整合性を確認の上ご記入ください。
- ・助成金交付申請額については、千円未満の端数を切り捨ててください。
- ・助成事業開始から終了までの助成事業に要する費用を記入してください。
- ・支出総額と収入総額が一致するよう注意してください。

4-3. 実用化開発期間における資金計画 (申請事業に要する必要な資金について、いつどのように確保するのか手段を記入してください。)

- ・申請事業に要する経費全額を自社で負担する(助成金は含まない)場合の資金計画を記入してください。
- ・資金計画(必要な経費をいつ、どこ(自社、銀行、VC等)から、どのように調達するか)について、具体的に記入してください。契約書又は覚書等があれば、その写しを添付してください(下記【具体例】をご参照ください)。当該資料は、事業化金融機関等との連携に関する評価の際の判断材料にもさせていただきます。

申請する事業に要する経費(万円)	事業に要する経費についての資金計画 (助成金は含まないでください。)
16,808	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金 5000万円 (添付資料6-3 決算書参照) ・〇月〇日頃 増資 5000万円 (株主総会議事録添付) ・~~~~~ ・~~~~~

【具体例】

- ①金融機関等からの貸付決定を証する書面。
- ②ベンチャーキャピタル等との投資契約書(或いは、それに類する書面)。
- ③金融機関等支店長名による融資証明。なお、金融機関から融資証明を受けるに当たっては、融資証明書の提出先がNEDOであること、並びに、融資用意額が記載されていることが必要〔標準様式(別紙1)参照〕。
- ④金融機関等支店長名又はベンチャーキャピタルによる推薦書〔標準様式(別紙2)参照〕。ただし、当該助成事業テーマに関連する具体的な記載があれば、推薦書ではなく、支援状況報告書など金融機関等の支援状況を示した資料の代替提出も可能。
- ⑤金融機関等又はベンチャーキャピタル等による当該助成事業テーマに係わる具体的支援計画又は

支援実績の説明書（いずれも直近1年以内のもの）。

- ⑥金融機関等の代表者名又はベンチャーキャピタル等代表者による当該助成事業テーマに係わる業務提携契約書又は覚書（いずれも直近1年以内のもの）。

上述①②については、可能な限り、当該助成事業テーマの遂行に必要な資金であることが分かる関連資料の提出もお願いします。例えば、②については、出資に際してベンチャーキャピタル等に提出した経営計画・資金計画など。

また、上述のご提出資料に関し、必要に応じて、ご照会又は追加資料の提出をお願いする場合があります。

4-4. 国税・地方税・社会保険料の支払い状況

(1) 直近2事業年度の確定申告書の写しを添付してください。

(2) もし国税・地方税又は社会保険料の支払い滞納がある場合は、下表中の質問回答をお願いします。

①支払い滞納が発生している税目又は社会保険料毎に個別名称を記載しつつ、各々の滞納額及び滞納が発生している理由を記入してください。
--

②当該滞納額の返済計画を出来るだけ具体的に記入してください。

なお、上述のご提出資料又はご回答内容に関し、必要に応じて、ご照会又は追加資料の提出をお願いする場合があります。

5. 事業化計画

(添付資料3に記入)

(別紙1)

融資証明願

平成 年 月 日

_____(金融機関等名) _____殿

助成事業申請者住所・氏名
代表者役職・氏名

今般、平成24年度研究開発費補助金(ベンチャー企業への実用化助成事業)交付申請をするにあたり独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に提出するため、私が(金融機関等名)に対し融資申し込みを行ったときは、金_____円也の融資の用意があることを証明願います。

融資証明

上記の件に関し、金_____円也の融資の用意があることを証明します。

※なおこの融資証明により助成事業者への貸付を保証するものではありません

平成 年 月 日

金融機関等名・住所
支店長印

(別紙2)

推薦書

平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

金融機関等／V C等の住所・名称
金融機関等支店長印／代表者役職・氏名印

下記の申請者は、平成24年度研究開発費補助金（ベンチャー企業への実用化助成事業）の助成事業者として適すると認められますので推薦します。

※なお、この推薦書により申請事業者への貸付を保証するものではありません

記

申請事業者名 _____

※特記事項（これまでの支援状況や推薦に際してのコメント等、必要に応じ適宜ご記入下さい）

1. 開発目標

- ・添付資料1の3、3-3(1)の目標とする内容を記入してください。
- ・実用化開発の技術課題を達成して得られる最終製品が具備すべき性能・仕様等(最終目標)を記入してください。
- ・助成事業開始から助成期間内におけるそれぞれの最終目標に対する中間達成目標を記入してください。
- ・採択審査上重要ですので、それぞれの目標については必ず数値により定量的かつ明確に記入してください。

目標1 :

目標2 :

2. 開発内容と日程

- ・実用化開発項目(技術課題)について、別紙日程表を記入するとともに各項目の内容を具体的かつ詳細に記入してください。
- ・技術課題各々の克服手段について、できるだけ図表を用いてわかりやすく記入してください。

目標1 :
技術課題 :
克服手段 :
.
目標2 :
技術課題 :
克服手段 :
.

(別紙 年度日程表)

研究開発費補助金(ベンチャー企業への実用化助成事業) 実用化開発日程表							
申請者名	助成事業名称						
実用化開発項目	期間	平成25年			平成26年		開発目標
		6月	7月～9月	10月～12月	1月～2月		

<記載例①>

研究開発費補助金(ベンチャー企業への実用化助成事業) 実用化開発日程表						
申請者名	平成25年			平成26年	開発目標	
実用化開発項目	6月	7月~9月	10月~12月	1月~2月		
〇〇の開発1	仕様打ち合わせ	試作	試作			□△△のデータを取得 □反応効率80%以上を達成できる触媒を選定する。
項目ア				仕様打ち合わせ	試作	
項目イ					データ取得	
〇〇の特性評価		◆評価	◆判断		◆評価	
試作品評価					◆評価	◆最終評価
〇〇の開発2			試作	試作	試作	□生成物の純度を99%以上とする。
項目ウ						
●●大学との共同研究	契約打ち合わせ	◆契約	1次評価	2次評価	3次評価	
項目エ	仕様打ち合わせ	試作			試作	
〇〇の特性評価				◆判断	◆判断	◆最終評価
△△装置設計	仕様打ち合わせ	装置設計				□製造原価を3円/g以下とする。
△△装置導入		メーカー選定	◆メーカー選定・交渉・契約		◆納入	
△△装置運転					調整	
特性評価					試作品・評価	◆最終評価

上記の記載例は、申請書提出時に削除してください。

3. 開発の体制等

3-1. 実用化開発の実施場所（全実施場所）

・実施場所は、主たる実施場所を先頭として全て記入してください。

- 郵便番号
- 住所
- 名称
- 担当者
- 職名
- 電話番号
- FAX番号
- メールアドレス

3-2. 開発組織（図示すること）

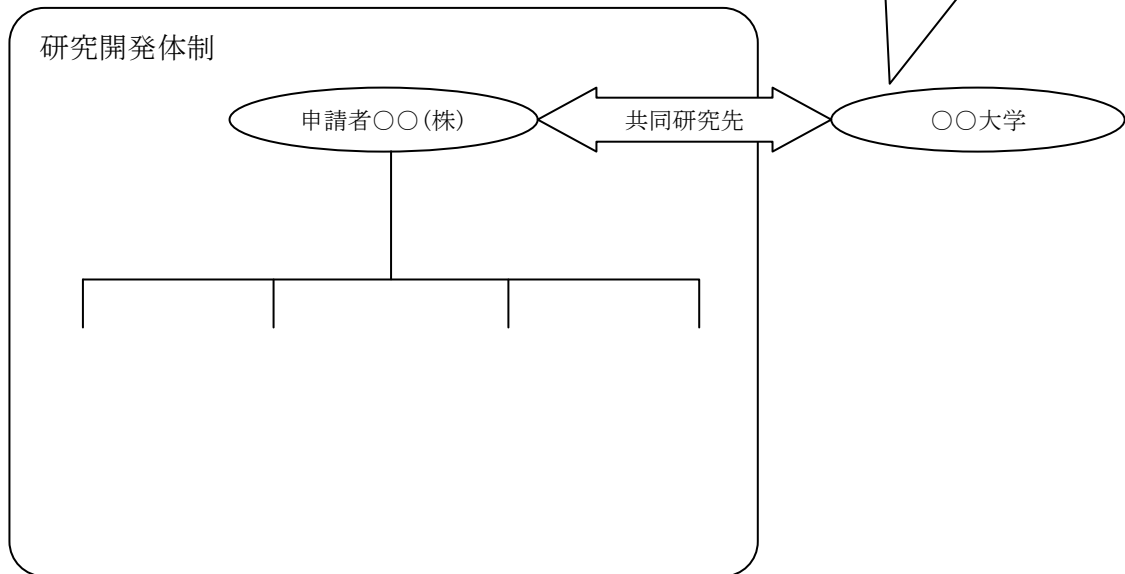
・会社組織ではなく、助成事業を遂行する体制（役割分担）を具体的に記入してください。

社外組織（共同研究先を含む）と連携する場合は、その役割を記入してください。研究開発独立行政法人又は公益法人が共同研究先となる場合は、提案するテーマの技術分野において、技術的な優位性があることを明記してください。

・図中に、研究者全員の氏名・職名・役割分担・専従度を記入してください。

注）民間企業同士の共同研究費・委託費は助成対象にはなりません。

例> 根戸太郎 研究員 試作品の分析評価 専従度60%



(1) 主任研究者の氏名等

- 氏名
- 職名
- 所属
- 略歴
- 得意分野
- 取得特許、発表論文
- 連絡先
 - 郵便番号
 - 住所
 - 電話番号
 - FAX番号
 - メールアドレス

(2) 開発に従事する人員

技術開発職員	名
工 員	名
計	名

(3) 他からの指導者（開発及び事業化に向けた支援を含む）

- ・指導者の所属・職名・氏名を記入してください。

(4) 経理担当者の氏名等

氏名
職名
所属
略歴
連絡先
郵便番号
住所
電話番号
F A X 番号
メールアドレス

4. 開発費

4-1 助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額（別紙参照）

- ・ 次ページに助成期間における支出項目の内訳をそれぞれ別紙として挿入してください。
- ・ 「仕様」の項目は、ある程度具体的に記入してください。
- ・ 「金額」の欄に記入する単価は、消費税抜きの金額としてください。
- ・ 「助成対象費用」の欄には、助成事業に要する費用のうち、助成対象とする部分の金額を記入してください。一般には、「助成事業に要する費用」と同額です。
- ・ 「助成金の額」の欄には、経費区分（I. 機械装置等費、II. 労務費、III. その他経費、IV. 共同研究費）毎に、経費全額の2/3以内、千円単位で端数切り下げの金額を記入してください。
- ・ 助成事業に要する費用、助成対象費用、助成金の額については、様式1、添付資料1の「4-2. 実用化開発費長期計画」、別紙で必ず一致していることを確認してください。

(別紙①)

助成事業に要する費用、助成対象費用および助成金の額

申請者の 名称及び住所		〇〇〇株式会社 神奈川県川崎市幸区～～～								
助成事業の名称		××××の実用化開発								
助成金の額		金 29,652,000 円					助成率		2/3	
経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価(円)	助成事業に要する 費用(円)	助成対象費用(円)	助成金の額(円)	備考	
助成対象物件	I. 機械装置等費	1.土木・建築工事費	◎◎装置設置工事	式	1	機械装置等費合計	28,780,000	28,780,000	19,186,000	
						1.土木・建築工事費小計	1,000,000	1,000,000		
	2.機械装置等製作・購入費	◎◎装置 □□装置	台	1	2.機械装置等製作・購入費小計	27,780,000	27,780,000	27,780,000		
						25,000,000	25,000,000			
						2,780,000	2,780,000			
	II. 労務費	1.研究員費	研究員 根戸太郎(85%) 研究員 研開進一(80%)	時間	1,020	労務費合計	9,141,000	9,141,000	6,094,000	
						1.研究員費小計	7,920,600	7,920,600		
		2.補助員費	研究補助員 美有座響子	時間	1,080	2.補助員費小計	1,220,400	1,220,400		
							1,130	1,220,400		
	III. その他経費	1.消耗品費	部品☆☆ 資材■■■ 試薬◆◆	箱 式 本	10 30 20	その他経費合計	5,305,000	5,305,000	3,536,000	
						1.消耗品費小計	1,400,000	1,400,000		
							200,000	200,000		
							35,000	1,050,000		
		2.旅費	旅費(大阪・打合せ)	回	15	2.旅費小計	405,000	405,000		
							27,000	405,000		
3.外注費		★★の分析費 ▽▽の設計・加工費	式 式	3 1	3.外注費小計	2,100,000	2,100,000			
						300,000	900,000			
						1,200,000	1,200,000			
4.諸経費		▼▼装置レンタル料	月	7	4.諸経費小計	1,400,000	1,400,000			
					200,000	1,400,000				
IV. 共同研究費	共同研究費	〇〇大学	式	1	共同研究費合計	1,500,000	1,500,000	1,000,000	3.38%	
合計							44,726,000	44,726,000	29,816,000	

共同研究費が助成金の合計額の50%未満であることを確認

・別のExcelファイル(H24-1助成金交付申請書2【MS-Excel】)内の様式を使用してください。

(参考)

学術機関等共同研究費内訳

学術機関等の名称		〇〇大学◎◎学部△△学科 教授 □□ □□							
代表者役職、氏名及び住		神奈川県川崎市幸区～～～							
助成事業の名称		×××××の実用化開発							
経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価(円)	助成事業に要する費用(円)	助成対象費用(円)	備考	
助成対象物件	Ⅰ. 機械装置等費	1.土木・建築工事費			機械装置等費合計	448,000	448,000		
					1.土木・建築工事費小計	0		0	
		2.機械装置等製作・購入費			2.機械装置等製作・購入費小計	448,000			
	△△装置		台	1	298,000	298,000			
		□□装置	代	1	150,000	150,000			
	Ⅱ. 労務費	労務費				労務費合計	552,000	552,000	
		1.研究員費	研究員 根戸太郎	時間	100	1.研究員費小計	288,000		288,000
		2.補助員費				研究補助員 美有座響子	時間		220
	Ⅲ. その他経費	1.消耗品費				その他経費合計	304,348	304,348	
						1.消耗品費小計	24,000		20,000
		部品☆☆	箱	10	2,000	2,000			
		試薬◆◆	本	4	1,000	4,000			
		2.旅費	旅費(大阪・打合せ)	回	2	2.旅費小計	60,000		60,000
						30,000	30,000		
		3.外注費	▽▽の設計・加工費	式	1	3.外注費小計	210,000		210,000
	210,000	210,000							
4.諸経費	▼▼文献購入費	式	1	4.諸経費小計	10,348	10,348			
				10,348	10,348				
Ⅰ. 機械装置等費＋Ⅱ. 労務費＋Ⅲ. その他経費 合計						1,304,348	1,304,348		
Ⅳ. 間接経費					間接経費合計	195,652	195,652	間接経費率＝	
								15.0%	
合計						1,500,000	1,500,000		

間接経費は直接経費の10%(大学は15%)が上限

・別のExcelファイル(H24-1助成金交付申請書2【MS-Excel】)内の様式を使用してください。

事業化計画書

1. 実用化開発成果の製品・サービスへの利用

- ・本開発の成果をどのような製品・サービスとして提供するかをアプリケーション（ユーザ側から見た製品・サービスの適用先・利用方法）および販売形態（製品販売、製造装置販売、ライセンス販売、リース、サービス提供等）を含めて具体的かつ明確に記入してください。

2. 市場ニーズ（ユーザが望む機能・性能・価格等を具体的に記入、具体的ユーザとの接触履歴）

- ・実用化開発を目指した背景を記入してください。
- ・どのような市場調査に基づき市場ニーズが有ると判断したかを具体的に記入してください。
- ・市場調査の結果を踏まえて、見込みユーザ（販売先）の業種・業態、企業規模、ユーザ数を記入してください。
- ・当該製品・サービスの販売先等を可能な限り具体的に記入してください。
- ・ユーザにとっての製品・サービスの購入動機や購入によるメリットを記入してください。
- ・ユーザが望む機能・性能・価格等を具体的に記入してください。契約書又は覚書等があれば、その写しを添付してください。
- ・ユーザ（販売先）からの意見（評価・要望）を記入してください〔推薦書の添付でも可。標準様式（別紙）参照〕。
- ・上記資料又はユーザー（販売先）意見は、開発された技術の採用予定先（取引先）等との連携に関する評価の際の判断材料にもさせていただきます。

（ユーザ意見）

- ・「3-3. 実用化開発における目標とその設定理由」に記載した開発目標の設定根拠となったユーザからの意見、要求スペックを具体例を挙げて記入してください。
- ・推薦者に関しては、標準様式（別紙）のとおり、可能な限り所属機関、所属部署、氏名を記入することが望ましいですが、押印無しで「某大手電機メーカーの工場長」の様な記入でも可とします。

3. 市場規模（現状と将来見通し）とその算出根拠／新規市場創出効果

3-1. 市場規模（現状と将来見通し）とその算出根拠

- ・事業期間終了後5年経過迄の国内と海外の市場規模推移（百万円）を示し、その根拠および出典を記入してください。
- ・また、市場における申請者のシェアの推移を見通し、その根拠を記入してください。

3-2. 新規市場創出

- ・開発商品が既存市場における申請者のシェア拡大に貢献するのか、新たな市場を創出するのかを記入してください。

- ・新たな市場を創出する場合は、市場立ち上げの時期および方法（マーケティング戦略）を記入してください。

4. 市場競争力

4-1. 開発製品・サービスの競合製品に対する優位性（性能及び価格等の比較）

- ・競合が想定される他社の製品・サービスと本開発製品との性能及び価格等に関する比較表を作成し、本開発製品の優位性の根拠を記入してください。
- ・本開発製品の優位性を将来に向けて維持する方策を記入してください。

4-2. 製造に関する優位性

- ・製品の製造体制を記入し、それらが競合他社に対してどのような優位性があるかを記入してください。
- ・製造の一部又は全部を自社で行わない場合は、委託先の選定、協力体制等を具体的に記入してください。

4-3. 販売力に関する優位性

- ・製品の販売体制および既存の販路を記入し、それらが競合他社に対してどのような優位性があるかを記入してください。
- ・販売の一部又は全部を自社で行わない場合は、委託先の選定、協力体制等を具体的に記入してください。
- ・該当分野又は市場のシェアが高い等の強みがあれば記入してください。
- ・製品・サービスの特性に合わせた販売力の強化や新たな販売手段の獲得等の予定があれば記入してください。
- ・製品・サービスの販路開拓方法、ブランド向上方法を記入してください。

5. 事業化見通し

5-1. 売り上げ見通し（単位：百万円）

- ・生産計画、販売計画など具体的に記入してください。
- ・販売開始後5年経過迄の売上と収益の見通しを記入してください。また、販売単価、販売数、原価など、売上と収益の算出根拠を具体的に展開して記入してください。

	販売単価	販売数	売上	製品原価	収益
例：1年目（H 年度）	〇〇万円	〇〇〇個	〇〇〇百万円	〇〇〇百万円	〇〇百万円
2年目（H 年度）	〇〇万円	〇〇〇個	〇〇〇百万円	〇〇〇百万円	〇〇百万円
～～					
5年目（H 年度）	〇〇万円	〇〇〇個	〇〇〇百万円	〇〇〇百万円	〇〇百万円

5-2. 売り上げ見通し設定の根拠（算出の基礎となる製品、サービス等の予定販売価格等を具体的に記入すること）

- ・どのような仕組みで収益を得るのか、収益の算出根拠を含め、具体的な収益計画を記入してください。収益計画には投資額を含めてください。

5-3. 新規雇用者数の見通し（単位：人）

・販売開始後5年経過迄の直接新規雇用者数及び間接雇用数も含む新規創出雇用者数の見通し(延べ人数)並びに新規雇用者数の見通しの算出の考え方等の根拠を記載してください。

※「間接雇用数も含む新規創出雇用者数」欄には、当該研究開発をもとにした新製品・新事業の創出により生み出される全ての新規創出雇用者数（自社以外（取引先等）も含む。）の合計を記載します。

	直接新規雇用者数	間接雇用数も含む新規創出雇用者数
例：1年目（H 年度）	〇〇人	〇〇人
2年目（H 年度）	〇〇人	〇〇人
～～		
5年目（H 年度）	〇〇人	〇〇人
「新規雇用者数の見通しの算出の考え方等の根拠」		
.....		
.....		

5-4. 投資および資金計画

- ・事業期間終了後5年経過迄に事業化に向けて行う設備投資について、内容、時期、金額および投資の回収期間を記入してください。
- ・設備投資費用の調達方法を記入してください。

6. 事業化スケジュール（事業化のためのマイルストーンを必ず記入のこと）

- ・事業期間終了後概ね3～5年以内で実用化が可能な具体的計画を記入してください。
- ・事業期間終了後5年間の事業化計画を、生産・販売・市場獲得などの具体的な事業化の段階に区分し、事業化の各段階が明瞭となるよう線表で記入してください。
- ・事業化の各段階において、事業化の中断や延期など、事業化全体の計画変更を考慮する必要がある重大な障害を予想し、記入してください。
- ・また、重大な障害が回避し得ない場合、どの時点で計画変更の判断を下すのかを、線表に記入してください。

事業化スケジュール

助成期間終了後 実用化開発項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	予想される 重大な障害
投資金額（百万円）						
売上高（百万円）						
収益（百万円）						
直接新規雇用者数（人）						
間接雇用数を含む新規創 出雇用者数（人）						

(記載例)

事業化スケジュール

助成期間終了後 実用化開発項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	予想される 重大な障害
①試作機(またはサンプル等)の評価	→					①要求特性を満足できない(評価期間の再延長)
②製品設計		→				②新たな顧客要求の追加(仕様の再検討)
③設備投資		→				③市況悪化による部材の高騰
④生産			→			④歩留り悪化による生産コストの高騰
⑤販売			→			⑤販売先での製品仕様変更に伴う販売量の減少
投資金額(百万円)	35	110	30	30	120	
売上高(百万円)	0	0	250	375	539	
収益(百万円)	0	0	50	100	133	
直接新規雇用者数(人)	5	13	60	65	77	
間接雇用数を含む新規創 出雇用者数(人)	12	35	98	123	166	

7. 社内における本開発の位置付け等

7-1. 事業化に取り組む事業者の社内における本研究開発の位置付け

中核技術分野

新規分野

本事業の社内での位置づけ：（第**期中期経営計画に位置づけられている等）

- ・ 申請者における事業化担当部門の担当者が記入してください。
- ・ 本申請事業の内容が申請者において中核技術分野か新規分野のいずれであるかを選択してください。
- ・ 申請された助成事業が、申請者における事業計画に中期経営計画等として位置付けられているかどうかを説明してください。

7-2. 事業化に向けた体制

- ・ 本助成事業期間終了後の事業化に取り組む事業者における事業化に向けた体制（単なる研究開発体制ではなく、事業部等の関与が判るように）を図示してください。なお、体制には必ず事業化責任者（事業化時に中心となる担当者（あるいは責任者））の方の所属、役職、名前等を記入し、図中に「※」を付してください。

7-3. その他

- ・ その他本助成事業の事業化に向け、説明したい事項があれば記述してください。

(別紙)

推薦書

平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

開発された技術の採用予定先（取引先）等の住所・名称
代表者役職・氏名印

下記の申請者は、平成24年度研究開発費補助金（ベンチャー企業への実用化助成事業）の助成事業者として適すると認められますので推薦します。

記

申請事業者名 _____

【推薦理由】 ※推薦をする理由を出来るだけ具体的に記載してください。

(添付資料4)

その他の補助金制度との関係等

1. 補助金制度等による受給の有無

(1) 補助金制度等による受給を受けた事業（申請時点で補助金を受け実施中の内容も含む。）

実施機関の名称	▲▲省
制度の名称	平成〇〇年度××開発補助金
採択者名称	◇◇株式会社
研究者名（エフォート）	▲▲部 ◎◎◎◎ 主任研究員（50%）、▽▽▽▽▽研究員（75%）
対象期間	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
テーマ名	～～の開発
補助金額	〇〇円
事業の概要 （成果目標）	詳しく、明瞭に記述して下さい。

本申請との差異	対照事業 （具体的名称）	今回の申請
インプット （原材料、装置など）		
プロセス （製造、加工、評価方法など）		
アウトプット （製品、用途、適用分野など）		
開発体制、担当者など		

- ・ 当該実用化開発の全てもしくは一部及び当該実用化開発に関連した開発で国、NEDO及びその他の独立行政法人、地方自治体等からの委託（再委託を含む）又は補助金交付を受けたことがある場合、その概要を記入してください。
- ・ 複数ある場合は表をコピーして補助金ごとに記載して下さい。
- ・ 無い場合には、「無し」と記入してください。（「無し」の場合、表は削除して下さい。）
- ・ 記入内容としては、実施機関の名称、制度の名称、対象期間、補助金の額、成果（特に実用化した場合の事業展開）、本申請との差違を記入してください。
- ・ 記入等の不備により、類似・同一の研究開発で補助金等の受給が判明した場合は、虚偽の申請として審査の打ち切り、交付決定後の場合でも交付決定の取り消し等を行うことがあります。
- ・ なお、研究項目が異なっても、同一製品、サービスの実用化に供する開発については、重複とみなします。

(2) 補助金制度等による受給を申請中又は申請予定の事業

実施機関の名称	▲▲省
制度の名称	平成〇〇年度××開発補助金
申請者名称	◇◇株式会社
研究者名 (エフオート)	▲▲部 ◎◎◎◎ 主任研究員 (50%)、▽▽▽▽▽研究員 (75%)
対象期間	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
テーマ名	~~の開発
補助金額	〇〇円
事業の概要 (成果目標)	詳しく、明瞭に記述して下さい。

本申請との差異	対照事業 (具体的名称)	今回の申請
インプット (原材料、装置など)		
プロセス (製造、加工、評価方法など)		
アウトプット (製品、用途、適用分野など)		
開発体制、担当者など		

- ・ 当該実用化開発の全てもしくは一部及び当該実用化開発に関連した開発を、国、NEDO及びその他の独立行政法人、地方自治体等に現在申請中、あるいは申請を予定している場合、その概要 (実施機関の名称、制度の名称、対象期間、補助金の額、成果 (特に実用化した場合の事業展開)、本申請との差違等) を記入してください。
- ・ 複数ある場合は表をコピーして補助金ごとに記載して下さい。
- ・ 無い場合には、「無し」と記入してください。 (「無し」の場合、表は削除してください。)
- ・ なお、研究項目が異なっても、同一製品、サービスの実用化に供する開発については、重複とみなします。

(3) 過去に不採択となった補助金制度等

実施機関の名称	▲▲省
制度の名称	平成〇〇年度××開発補助金
申請者名称	◇◇株式会社
研究者名（エフオー）	▲▲部 ◎◎◎◎ 主任研究員（50%）、▽▽▽▽▽研究員（75%）
対象期間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
テーマ名	～～の開発
補助金額	〇〇円
本申請との差異	本申請との差異 改善点、不採択理由に対する対応点等 詳しく、明瞭に記述して下さい。

- ・ 当該実用化開発の全てもしくは一部及び当該実用化開発に関連した開発で、過去5年間にNEDOに委託（再委託を含む）又は補助金申請を行い、不採択となった補助金制度の概要（実施機関の名称、制度の名称、対象期間、補助金の額）を記入してください。また、当時申請内容と本申請内容との差異（改善点、不採択理由に対する対応点等）について記入してください。
 - ・ 無い場合には、「無し」と記入してください。（「無し」の場合、表は削除してください。）

2. 過去にNEDO等で実施した事業との関係

本申請が、過去にNEDO等で実施した研究開発事業の成果を活用したものであり、本申請の助成事業を実施することにより、その成果の実用化が加速すると考えられる場合には以下に記入してください。

実施機関の名称	NEDO
制度の名称	平成〇〇年度××開発補助金
採択者名称	◇◇株式会社
研究者名（エフォート）	▲▲部 ◎◎◎◎ 主任研究員（50%）、▽▽▽▽▽研究員（75%）
対象期間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
テーマ名	～～の開発
補助金額	〇〇円
本申請との関係	詳しく、明瞭に記述して下さい。

3. キーワード

- (1) 技術キーワードとして、当該実用化開発（自社が開発しようとしている内容に関連する最も重要と思われる技術）の「キーワード」を重要なものから順に記入してください。
別添2からは必ず1つは選択し、その該当数字をキーワードの前につけて記入してください。
別添2に無いキーワードは、本欄に記入せず、(4) フリーキーワードに記入して下さい。
- (2) 専門学術キーワードとして、本テーマの対象となる専門学術分野（学会名）について、別添3に記載があるキーワードは、その該当数字をキーワードの前につけて記入、無いものはキーワードのみ記入して下さい。
- (3) 事業化キーワードとして、製品分野・サービス展開上のキーワードを記載してください。
- (4) フリーキーワードとして、(1)～(3)以外の語句を記載してください。

<重要>

記入されたキーワード（特に（1）技術キーワード）は、申請内容の評価にあたる評価者（外部専門家）を、適切な専門分野から選定する際の必須情報として用います。必ず記入してください！！。

(1) 技術キーワード（1つ以上必ず記載必要）

(1)		(2)		(3)	
(4)		(5)		(6)	

(2) 専門学術分野キーワード（1つ以上）

例：106 電子情報通信学会		例：日本光学会
----------------	--	---------

(↑別添3に記載があるものの記載例) (別添3に記載が無いものの記載例↑)

(3) 事業化キーワード

例：ユビキタス社会	例：街頭広告	
-----------	--------	--

(4) フリーキーワード

例：3D画像技術		
----------	--	--

4. 専門用語の解説

- ・申請書に記載された専門用語について、特に必要と思われるものについて、簡単に説明してください。

(添付資料 5)

利害関係のある評価者

整理番号 _____ (NEDOにて記入しますので、空欄としてください)

申請者名称 _____ (様式 1 記入内容)

助成事業の名称 _____ (様式 1 記入内容)

利害関係のある評価者

・NEDO ホームページ 掲載のリストから利害関係のある評価者を検索し、下記に記入してください。

- ・利害関係のある評価者が該当しない場合は、「無し」を記入してください。
- ・利害関係者の定義については、7. 助成事業の選定について 利害関係者の定義を参照。

評価者名 (1) / 機関名 (1) :

理由 (1) :

評価者名 (2) / 機関名 (2) :

理由 (2) :

評価者名 (3) / 機関名 (3) :

理由 (3) :

評価者名 (n) / 機関名 (n) :

理由 (n) :

- ・理由が不適切な場合には利害関係のある評価者とはみなせませんのでご注意ください。

(添付資料6) 「企業経営自己評価(紹介)レポート」

<説明>

本資料は、技術経営力を示す書類として自らの知的資産経営を説明して頂くための資料となります。

<記載に当たっての注意事項>

- ・レポートはA4サイズ2枚以内に簡潔にまとめて下さい。
- ・経営者の視点から、あなたの企業についての概要を記載して下さい。いわば「企業の自己紹介」と考えてください。(添付資料6-2)については、助成事業の対象となる技術についての詳細を記載するものではありません。
- ・箇条書きではなく、また、項目1. ~3. が別個のものとして扱われるのではなく、全体として一貫性のある構成にして下さい。

1. 経営理念・経営哲学

基本的な方針、目標、企業理念、経営哲学などを分かり易く記載して下さい。

2. これまでの実績(過去～現在)

(1) 過去の投資実績と利益等の実績

どのような方針のもと、どのような投資を行ってきたかを記載して下さい。また、それにより、どのような利益等の実績が得られたかも記載して下さい。過去の経営に反省すべき点があり、得られた利益等が不十分である場合には、その対応策も説明して下さい。

(2) 企業に蓄積された知的資産(目に見えない資産)

「2. (1)」に記載されたような過去の企業活動によって、どのような固有の強み(知的資産)が蓄積されているか記載して下さい。例えば、取得した特許の数、取引先や顧客とのネットワーク、社内の結束力など。また、その強みを、どのように活用して利益を生んできた、あるいは生もうとしてきたのかについて記載して下さい。記載にあたっては、可能な限り定量的に記載して下さい。

3. 今後の展開(現在～未来)

- ・企業に蓄積された知的資産を活かした価値創造のやり方

「2. (2)」に記載されたような知的資産を、どのように活用し、今後どう企業価値を高めていくかを記載して下さい。その際、将来どのような環境変化が考えられ、それにどのように対応していく考えかについても記載して下さい。記載にあたっては、可能な限り定量的に記載して下さい。

4. 今回申請の助成事業の位置づけ

「3.」に記載されたような現在～今後の展開の中で、今回申請していただいた助成事業がどのような位置づけにあるのかを記載して下さい。

<「企業経営自己評価(紹介)レポート」の具体的な記載例>

1. 経営理念・経営哲学

[会社の基本的な考え方] …〇〇年の創業以来、…「快適で充実した都市生活を実現するお手伝いをする」との理念のもと…、従業員並びに社会への浸透を図り…事業を進めてまいりました。

2. これまでの実績(過去～現在)

[事業内容・方針] …都市化の進展、生活環境への要求水準の高まりを背景に、省スペースかつ低騒音の製品の需要が増大すると考え、…その分野での競争優位を目指した事業を行ってまいりました。

[創立以来の実績(投資の方針・投資実績・利益)] …防音技術、軽量化技術、さらに省スペース型のデザイン開発に集中的に投資し(XX年～XX年のR&D費:〇〇円)、…(利益:〇円)。

[過去の経営の反省点・対応策] ……。

[蓄積された固有の強み(知的資産)] …△△技術分野の□□という基本特許を〇〇年に取得。これをベースとした改良発明で周辺分野の権利化を積極的に進め(△△技術分野の保有特許件数〇〇件)、また意匠権も積極的に進めてきました(XX年の出願件数〇〇件)。

これらの技術開発とマーケティングとを直結させるべく、…横断的な「製品チーム」を発足させ、若手リーダーのもとで顧客ニーズに則した付加価値の高い製品を生み出すことに取り組んでいます。

[強みをどのように活用して利益を生んできたか] これらの取組みの成果として、〇〇という製品を生み出しましたが、これはマーケティングの結果得られた××という顧客ニーズに応えるため、□□という当社が有する基本特許技術をベースとした△△という技術を用いております。この技術により他社製品との差別化が達成…製品単価を維持(表1:客単価の推移を参照)しております。また、横断的なチームが発足されたことにより、組織内の風通しが良くなり、従業員が一致団結し、前向きに研究開発、製品化、営業へと取り組むという効果も得られました。従業員の企業に対する満足度も向上しており(表2:コンサルティング会社による社内調査実績参照)、今後も長期にわたり安定的に…。

この結果、売り上げは××年の〇〇円から、△△年には□□円とXX%増加しております。なお、去年は…の影響を受けたため、減少に転じております。

3. 今後の展開(現在～未来)

[今後の知的資産の活かし方・企業価値の高め方]、[将来の環境変化予測・対応策] 韓国メーカーの台頭により、業界の競争は一段と激化しておりますが、□□の基本特許を武器とした技術開発力、保有特許群、過去の経験で蓄積された省スペース型のデザイン開発力、さらにはマーケティングチームと技術開発チームとの連携力を活かした製品開発力を活かし、より一段と低騒音、省スペース型の製品開発で他社との差別化を図り、競争力を強化していきます。具体的には…、現在〇名のデザイナーを3年かけて△名まで増やします。また、顧客ニーズへの製品開発への反映を強化するために、来年度からマーケティングチームへ向けた技術研修を開始いたします(一人あたり〇時間受講予定。)。さらには、…。□□の基本特許は〇〇年まで権利期間が存続しております。さらに周辺特許は平均で△△年の権利残存期間を有しているため

…。

これらの取り組みの結果、売り上げは〇〇年でXX円、経常利益は△△円を見込んでおります。

4. 現在～今後の展開の中での申請事業の位置づけ

今回申請いたしました●●●の開発は、基本特許である□□をベースに、新たな★★技術を組み合わせた中期戦略技術商材に位置づけされるもので、これを開発し市場投入することにより、一層我が社の★★におけるシェアを確固たるものにし……………するものです。

CD-R（情報項目ファイル）の提出について

1. 情報項目ファイル（『H24-1情報項目ファイル.xls』は、必ず提出してください！）

1-1. 作成・提出

公募情報掲載のWEBページよりダウンロードした「H24-1情報項目ファイル【Excel】.xls」に収められているシートの「申請事業者記入列」に必要な事項の記入をお願いいたします。尚、記入に当たっては、申請書及び「情報項目ファイル（記入例）」を参考にしてください。「情報項目ファイル（記入例）」は「H24-1情報項目ファイル【Excel】.xls」に別シートで収められています。完成したExcelファイルをCD-Rに保存し、申請書類一式と一緒に提出してください。なおCD-Rには、次に示す項目名と該当事項を記入したラベルを貼ってください（直接記載も可）。受付番号は、NEDOで記入します。

ラベル・イメージ

受付番号：（記入不要）

助成事業の名称： **XXXXXの実用化開発**

申請者名称： **〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社**

Excelファイルの名称は

申請者名.xls

としてください。

1-2. 作成に当たってのご注意

- (1) 「申請書参照箇所」や「記入に当たっての注意事項」をよく読んでご記入ください。
- (2) フォームの列幅の変更はできません。ただし、行の高さは適宜変更していただいて構いません。
- (3) 各記入項目には図表を含めないでください。
- (4) 機種依存文字、システム外字、フォント依存文字、半角カタカナ文字、絵文字を使用しないでください。
- (5) 数字はすべて半角で入力してください。

「H24-1情報項目ファイル【Excel】.xls」の記載内容に不備があった場合には、提出時に修正いただくことがあります。申請書を持参提出される場合は、必要に応じて、USBメモリ等の容易に編集可能な媒体もご準備ください。

—禁止文字—

- ・ 囲み文字 （文字が○などで囲まれている文字）
- ・ ローマ数字 （大文字、小文字とも）
- ・ 単位を表す文字
- ・ 半角カタカナ

例)

①②③

I II III、 i ii iii

ミ、 キ、 mm m²

ギ、 ジ、 ユ、 ツ

—使用可能—

- ・ 漢字、全角英字、半角英数字、全角ひらがな、全角カタカナ

<参考>

情報項目ファイル 必要記入事項

<数字はすべて半角で記入してください。>

- (1) 受付番号*: 空欄(NEDOにて記入)
- (2) 助成事業の名称*: 様式1-1の1の記入内容を記入
- (3) 申請者名*: 様式1-1の記入内容を記入 (法人名を記載してください。)
- (4) 郵便番号*: 様式1-1の記入内容を記入
- (5) 住所*: 様式1-1の記入内容を記入 (都道府県から記載してください)
- (6) 代表者職名*: 様式1-1の記入内容を記入
- (7) 代表者氏名*: 様式1-1の記入内容を記入
- (8) 助成事業の概要*: 様式1-1の2の記入内容を記入
- (9) 助成事業の総費用: 総事業費用を記入 (様式1-1の3の記入内容)
- (10) 助成対象費用: 助成対象費用を記入 (様式1-1の4の記入内容)
- (11) 助成金交付申請額: 交付申請額を記入 (様式1-1の5の記入内容)
- (12) 連絡先部署名*: 様式1の8の記入内容を記入
- (13) 連絡先担当者職名: 様式1の8の記入内容を記入
- (14) 連絡先担当者氏名: 様式1の8の記入内容を記入
- (15) 連絡先郵便番号: 様式1の8の記入内容を記入
- (16) 連絡先住所: 様式1の8の記入内容を記入
- (17) 連絡先電話番号: 様式1の8の記入内容を記入
- (18) 連絡先FAX番号: 様式1の8の記入内容を記入
- (19) 連絡先メールアドレス: 様式1の8の記入内容を記入
- (20) 資本金又は出資金: 添付資料1の1-2の記入内容を記入
- (21) 上位株主: 添付資料1の1-2の記入内容を記入
- (22) 従業員数: 添付資料1の1-3の記入内容を記入
- (23) 研究開発部門従事者数: 添付資料1の1-3の記入内容を記入
- (24) 助成事業に関わる研究員数: 添付資料1の1-3の記入内容を記入
- (25) 会社決算の日: 会社の決算日を記入
- (26) 実用化開発の目的: 添付資料1の2-2の記入内容を要約し、平易な言葉で記入 (最大250字以内としてください) 図表は含めないでください
- (27) 実用化開発の目標: 添付資料1の3-3の記入内容を要約し、平易な言葉で記入 (最大250字以内としてください) 図表は含めないでください
- (28) 課題を克服するための手段: 添付資料1の3-4の記入内容を要約し、平易な言葉で、開発項目とその内容が判るように記入 (250字以内としてください) 図表は含めないでください
- (29) 資金計画: 添付資料1の4-3の記入内容を記入
- (30) 技術キーワード*: 添付資料4の4-2 (1) の内、数字を持つ技術キーワードについて重要なものから順に数字を記入。《例》446, 455, 437 (キーワードの間はコンマで区切って下さい)
- (31) 専門学術キーワード*: 添付資料4の4-2 (2) 数字を持つキーワードについて、数字と語句を記入。
- (32) 事業化キーワード*: 添付資料4の4-2 (3) の語句を記入
- (33) フリーキーワード*: 添付資料4の4-2 (4) の語句を記入
- (34) 市場規模: 添付資料3の3-1に記入した5年目の市場規模を記入

- (35) 実用化の基となる技術：添付資料1の3-1の記入内容を要約し、平易な言葉で記入（最大250字以内と
してください）図表は含めないでください
- (36) 実用化開発の日程：添付資料1の4-1の記入内容を要約し、平易な言葉で記入（最大250字以内として
ください）図表は含めないでください
- (37) 実用化開発の実施場所郵便番号：添付資料2の3-1の記入内容を記入
- (38) 実用化開発の実施場所住所：添付資料2の3-1の記入内容を記入
- (39) 実用化開発の実施場所名称：添付資料2の3-1の記入内容を記入
- (40) 実用化開発の実施場所担当者職名：添付資料2の3-1の記入内容を記入
- (41) 実用化開発の実施場所担当者氏名：添付資料2の3-1の記入内容を記入
- (42) 実用化開発の実施場所電話番号：添付資料2の3-1の記入内容を記入
- (43) 実用化開発の実施場所FAX番号：添付資料2の3-1の記入内容を記入
- (44) 実用化開発の実施場所担当者メールアドレス：添付資料2の3-1の記入内容を記入
- (45) 実用化開発の実施場所最寄駅、路線名：（例 川崎 JR東海道線）
- (46) 利害関係のある評価者*：添付資料5の記入内容を記入（○田△男/A大学、○山△男/B株式会社）
- (47) 補助金制度で交付金受給を受けた、又は現在受けている事業の件数：添付資料4の4-1（1）の
記載件数を記入
- (48) 補助金制度で交付金受給を受けた、又は現在受けている事業：添付資料4の4-1（1）の記載内容を
記入（実施機関の名称/制度の名称/対象期間/交付金の額/本件との差違）
- (49) 補助金制度で申請中又は申請予定の事業：添付資料4の4-1（2）の記載内容を記入（実施機関の名
称/制度の名称/対象期間/交付金の額/本件との差違）
- (50) 過去不採択となった補助金制度：添付資料4の4-1（3）の記載内容を記入（NEDO制度の名称/対象
期間/交付金の額/本件との差違）
- (51) 過去にNEDO等で実施した事業との関係：添付資料4の4-2の記載内容を記入（実施期間の名称/
制度の名称/対象期間/テーマ名/補助金額/本申請との関
係）
- (52) 所属機関の所属研究機関コード（e-Rad）：10桁の算用数字で記入
- (53) 主任研究者の研究者番号（e-Rad）：8桁の算用数字で記入
- (54) NEDO使用欄：（空白にしてください）

注：実用化開発の実施場所が複数にわたる場合は、主となる実施場所を(39)-(47)に記入して下さい。

申請時提出書類の確認 (チェックリスト)

1. 助成金交付申請書(正)	<input type="checkbox"/> 1部 (様式1)
<input type="checkbox"/> 1) 交付申請書	(添付資料1)
<input type="checkbox"/> 2) 助成事業要旨	(添付資料2)
<input type="checkbox"/> 3) 助成事業内容等説明書	(添付資料3)
<input type="checkbox"/> 4) 開発計画書	(添付資料4)
<input type="checkbox"/> 5) 事業化計画書	(添付資料5)
<input type="checkbox"/> 6) その他の助成金制度との関係等	(添付資料6-1)
<input type="checkbox"/> 7) 利害関係のある評価者	(添付資料6-2)
<input type="checkbox"/> 8) 会社案内	(添付資料6-3)
<input type="checkbox"/> 9) 企業経営自己評価(紹介)レポート	(添付資料6-3)
<input type="checkbox"/> 10) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等の 直近2年分の経営状況を示す書類	(添付資料7)
<input type="checkbox"/> 11) e-Rad応募内容提案書	
2. 助成金交付申請書の写し(添付資料5、7を含まず)	<input type="checkbox"/> 30部 (様式1)
<input type="checkbox"/> 1) 交付申請書	(添付資料1)
<input type="checkbox"/> 2) 助成事業要旨	(添付資料2)
<input type="checkbox"/> 3) 助成事業内容等説明書	(添付資料3)
<input type="checkbox"/> 4) 開発計画書	(添付資料4)
<input type="checkbox"/> 5) 事業化計画書	(添付資料6-1)
<input type="checkbox"/> 6) その他の助成金制度との関係等	(添付資料6-2)
<input type="checkbox"/> 7) 会社案内	(添付資料6-3)
<input type="checkbox"/> 8) 企業経営自己評価(紹介)レポート	(添付資料6-3)
<input type="checkbox"/> 9) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等の 直近2年分の経営状況を示す書類	
3. 情報項目ファイル(CD-R)	<input type="checkbox"/> 1枚
<input type="checkbox"/> 「H24-1情報項目ファイル【Excel】.xls」に必要記入事項 を記入したもの(Excelファイル)	
<input type="checkbox"/> ラベル添付の確認(助成事業の名称、事業者名称)	
4. 3月18日(月)までに郵送もしくは持参する場合	
<input type="checkbox"/> 返信用封筒	<input type="checkbox"/> 1枚
<input type="checkbox"/> 80円切手	<input type="checkbox"/> 1枚

申請書受理確認書

申請書提出日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

受付番号(NEDO記入)：_____

申請者名称：〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

助成事業の名称：×××××の実用化開発

連絡先：申請書様式1の(8)内容を記載してください。

受付者サイン
受付者サイン

申請書受理確認書

申請者名称：〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

助成事業の名称：×××××の実用化開発

申請書提出日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

受付番号(NEDO記入)：_____

- ・提出書類に不足がないか、上記リストにて申請者自らチェックして下さい。チェックしたら□欄にレ点を記入して下さい。
- ・本紙はA4サイズ1枚に収まるようにして下さい。
- ・ホッチキス等で綴じたり、製本等を行わないでください。